

# 第4回 第2次神崎市総合計画審議会

日時：平成29年12月25日（月）14：00

場所：神崎市役所本庁 3-1会議室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 基本構想（案）について ※「神崎市の将来像」の検討含む

(2) 基本計画（案）について

4 その他

5 閉 会

# 第 2 次神崎市総合計画 ～基本構想～ (案)

平成 29 年 12 月  
神 崎 市



# 目 次

## 【はじめに】

第1章 総合計画策定にあたって.....	2
1. 計画策定の目的.....	2
2. 計画の構成と期間.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
第2章 神埼市の現状と課題.....	4
1. 時代の潮流.....	4
2. 現況の特性.....	6
3. まちづくりに対する住民意識.....	11

## 【基本構想】

第1章 神埼市の将来像.....	16
第2章 神埼市の将来都市構造.....	17
第3章 神埼市の人口目標.....	19
第4章 神埼市のまちづくりの基本理念.....	20
第5章 神埼市のまちづくりの基本方針.....	21
基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる.....	22
基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める..	22
基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める.....	22
基本方針④ 神埼市で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる.....	23
基本方針⑤ まちへの誇りを育む教育・学習の充実と神埼市の歴史・文化を継承していく.....	23
基本方針⑥ 神埼市の豊かな自然を保護、活用する.....	23
基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める.....	24
基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する.....	24
基本方針⑨ 新産業の育成や新たな企業参入の支援により雇用を創出する.....	24
基本方針⑩ 財政規模にあった計画的な都市基盤の整備を進める.....	25
基本方針⑪ 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める.....	25
基本方針⑫ 効率的かつ効果的な行財政運営を行う.....	25



はじめに

# 第1章 総合計画策定にあたって

## 1. 計画策定の目的

本市は、平成18(2006)年3月20日に3町村が合併し、神崎市として誕生してから10年を迎えました。

この間、平成20(2008)年度から平成29(2017)年度までの10年間を計画期間とする総合計画(第1次神崎市総合計画)を策定し、市が目指すべき将来の都市像を「自然と歴史と人が輝く未来都市 ～潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市をめざして～」として、長期的な施策の指針のもと、時代に対応した様々な行政課題に取り組んできました。

現在、本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の一層の進展、自然災害をはじめとする安心・安全に対する市民意識の強まり、地域主権改革や地方創生の推進など、大きく変化している状況にあります。

また、市民ニーズの多様化、高度化が進み、画一的な行政運営では対応が困難となっており、更なる市民等と行政による協働のまちづくりへの取り組みがこれまで以上に強く求められています。

総合計画は、あらゆる時代の変化があっても、進むべき方向を見失わずに市政運営を展開するための長期的な指針であり、行財政運営の最上位の計画と位置づけられます。計画は、基本構想と基本計画を一体的に示し、戦略的な視点をもって施策を推進していくことが、本市の発展に不可欠であると考えます。

そのため、これまでの10年間の取り組みを踏まえながら、これからの10年間の目指すべき将来像と目標を定め、市民と行政とが協働して取り組む新しいまちづくりの指針となる第2次神崎市総合計画を策定するものです。

## 2. 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

市民と行政の協働によるまちづくりを実現していくための指針となる総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成します。

なお、総合計画に基づく具体的な事業の内容を明らかにする「実施計画」を今後毎年度策定していきます。

基本構想	基本構想は、まちづくりの基本理念と、これにより実現を目指す神崎市の将来像(基本目標)を定め、市政運営の体系を明らかにするものです。
基本計画	基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、各分野で取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を明らかにするものです。
実施計画	実施計画は、基本計画で示した施策の方向にしたがって、具体的な事業の内容を明らかにするものです。





## 第2章 神埼市の現状と課題

### 1. 時代の潮流

#### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国では、国勢調査ベースで平成 22（2010）年をピークに人口減少局面に入りました。人口の減少とともに少子高齢化も進行して、特に高齢化はこれまで世界で経験したことがない急激なスピードで進行しています。

このまま進むと、平成 60（概ね 2050）年代には人口が 1 億人を割り込むとともに、高齢化率が 38%前後に達すると予想されています（国立社会保障・人口問題研究所平成 29（2017）年推計）。

このような人口構造の急激な変化は、東京一極集中という言葉に示されるように、地域的な偏在を伴っており、地方では若年層の流出や中山間集落の持続性の危機など深刻な問題が生じています。

国ではこうした状況を打開するため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26（2014）年）や国土形成計画（平成 27（2015）年）の策定などの取り組みが進められ、一極集中の是正、結婚や出産の支援と出生率の回復、地域の特性に応じた地域課題の解決などを柱として、各地域で同様の取り組みを推進することが促されています。

#### (2) 大規模な災害の発生とインフラの老朽化

平成 23（2011）年の東日本大震災は、広域かつ甚大な被害をもたらしましたが、その後も平成 28（2016）年の熊本地震、平成 29（2017）年の九州北部豪雨など、各地でこれまでの経験を超えた災害が発生し、多くの人命や財産が失われました。

我が国には多くの断層帯が分布し、大規模な地震がどこでも発生する可能性があることや、近年、時間雨量 100 ミリを超える豪雨をもたらす気候変動が風水害・土砂災害の激甚化をもたらす可能性があることなど、様々な災害に対して備えていくことに警鐘がならされています。

また、高度成長期に集中的に整備された道路や橋梁、その他の公共施設は、整備後 50 年以上経過したものも多く、災害時に機能するべきインフラが損傷して被害を助長する恐れや、今後その維持管理や更新に要する費用が財政を圧迫することが懸念されています。

さらに近年は、顕在化している空き家問題や所有者が把握できない土地の存在、耕作放棄地や山林の荒廃化など、人口の減少や高齢化などに起因する土地の利用のあり方がまちづくりにも問題を及ぼすようになっています。

### (3) 情報技術の急速な発展

情報技術の発展は、インターネットなどの情報通信技術の総称として用いられたICT（Information Communication Technology: 情報通信技術）の言葉はすでに定着し、近年は、IoT(Internet of Things : モノのインターネット)、ビッグデータ、ロボット、人工知能（AI）など分野別に深化する形で、かつこれまでにないスピードと拡がりを持って進行しています。

こうした技術革新は、個人の日常生活におけるスマートフォンやSNSの普及から、産業面における農業への活用、医療、福祉、教育分野への導入、行政サービスなどまで広範囲に影響を及ぼし、社会経済システム全般を大きく変革する可能性があります。

社会経済システム全般に及ぶ変化は、小売業における需要予測の精緻化、農林水産業における生産性の向上、新たな予防・健康増進サービスの創出、公共交通サービスや行政サービスの向上などにつながることを期待されています。

### (4) 地球環境・エネルギー問題

東日本大震災を契機として、エネルギーの効率的な利用、再生可能エネルギーの導入促進など、需給両面からの取り組みの必要性が強く認識されました。また、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みであるパリ協定が発効して、温室効果ガスの排出削減に向けた低炭素化の取り組みを推進することが必要となっており、地域においても、自然エネルギーの積極的な活用や循環型社会の構築などを通じた地球環境問題への対応の促進が求められています。

### (5) 価値観の多様化と働き方の変化

人口の減少や高齢化に伴う生産年齢人口の縮小傾向から、有効求人倍率が1.0を超える人材の不足が定常化するようになっていきます。

また、女性の社会進出が進み、子育て世帯への支援や働き方の改革が求められていること、自然への回帰や地域社会との繋がりを大切にする生活志向など、若い世代を中心に新たな価値観、ライフスタイルにもとづく行動が増えてきていることなど、地域においてだれもが暮らしやすい環境を整えていくことがこれからのまちづくりにとって重要な課題となっています。

## 2. 現況の特性

### (1) 位置・地勢

神崎市は、佐賀県東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町・三養基郡みやき町に、北は脊振山地を隔てて福岡県福岡市に、南は一級河川である筑後川を挟んで福岡県久留米市・大川市に、西は県都佐賀市にそれぞれ隣接しています。

市域は、南北約 22km、東西 5km～9km からなる長方形の面積 125.13 km<sup>2</sup>を有し、南部から中南部にかけては、佐賀平野の一角を占める標高 10m以下の平地、中北部は 10～100m の丘陵地、北部は標高 1000m に達する脊振山地の起伏が多い山地で形成されています。また、脊振山地に源を発する筑後川水系城原川が中央部を南北に縦断して流れています。

本市は、このように周辺に大きな人口集積地を要し、同時に肥沃な平野と山林に囲まれた変化に富んだ自然条件からなる恵まれた場所に位置しています。

### (2) 都市構造

#### ①交通基盤

本市のほぼ中央を JR 長崎本線と国道 34 号が横断し、その北側に長崎自動車道（高速道路）が並走しています。これらと交差して南北方向に県道 21 号（三瀬神埼線）や国道 385 号などが縦断しています。また、南部には、佐賀市と久留米市を結ぶ国道 264 号が本市を横断しています。

佐賀市や鳥栖市などの商業圏や佐賀空港まで 20 km 圏内にある神崎市は、福岡都市圏や福岡空港へも 1 時間以内でアクセスできるなど、交通便利性の高い地域です。

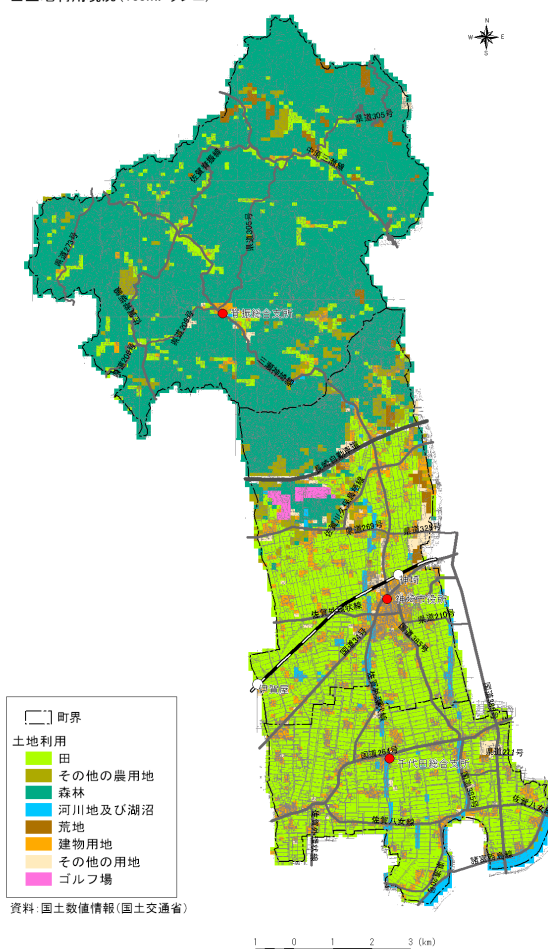
#### ②土地利用特性

市中央部に位置する神埼地域は、都市機能が集積し、中心市街地を形成しています。

市南部に位置する千代田地域は、水田とクリークが広がる農業主体のエリアですが、近年では工場団地等の立地により製造業エリアとしての一面も持っています。

市北部に位置する脊振地域は、豊かな自然環境を活かし、自然に親しむ憩いの場としての機能を有しています。

■土地利用現況(100mメッシュ)



### (3) 人口の特性

#### ①人口・世帯

平成 27 年の国勢調査によると、本市の人口は 31,842 人で、平成 22 年からは 1,000 人を越える減少となりました。平成 12 年までは人口増加が続いていましたが平成 17 年に減少に転じ、徐々に減少幅が拡大する傾向となっています。

平成 27 年の世帯数は 10,913 世帯で、平成 22 年から 172 世帯増加しました。世帯数は、これまで増加傾向が続いていますが、増加幅は小さくなっています。

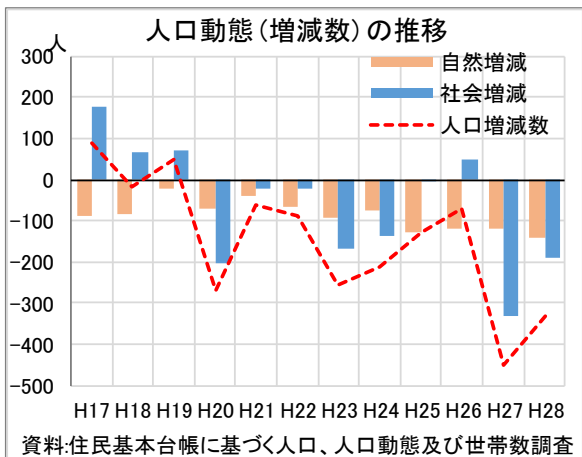
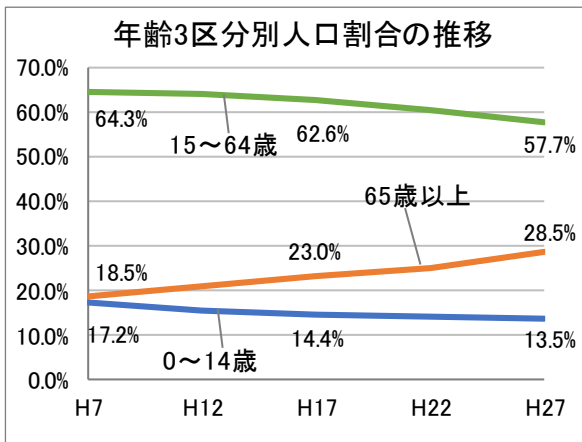
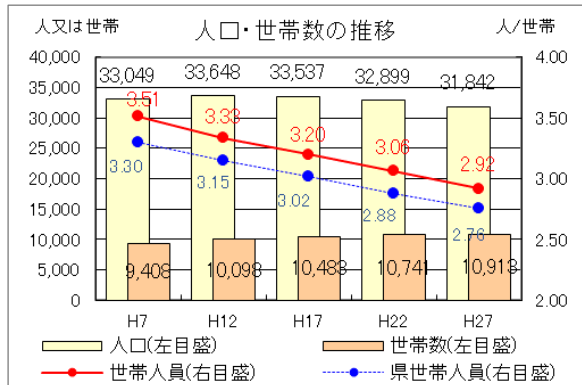
世帯当り人員は、県平均より高い値を推移していますが、平成 27 年は 2.92 人/世帯と、年々縮小しており、核家族化の傾向がみられます。

#### ②年齢構成

年齢構成は、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口の割合が減少傾向であるのに対して、65 歳以上の高齢人口割合が増加する傾向にあります。高齢化率は平成 7 年の 18.5%から平成 27 年には 28.5%と 10 ポイント上昇しています。

#### ③人口動態

人口増減の内訳を見ると、死亡数が出生数を上回る自然減が徐々に拡大傾向にあります。また、転出者が転入者を上回る社会減となる年次が多くなっています。



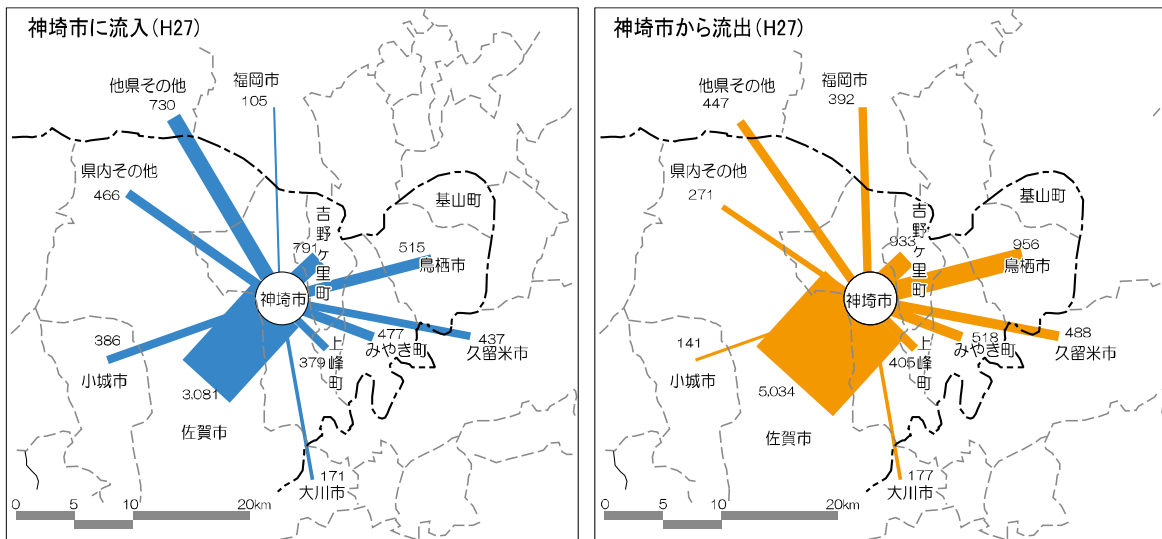
#### ④人口の流入・流出

平成 27 年の通勤通学による日々の人口流動は、2,224 人の流出超過となっています。

流出先としては、佐賀市、鳥栖市、吉野ヶ里町などの近隣自治体が多く、福岡市や久留米市など県外にも及んでいます。

最も多い流出先は佐賀市で、流出人口は 5,034 人と本市就業人口の約 3 割を占めています。流入人口も 3,081 人と、本市との結びつきが強いといえます。

#### ■ 流入・流出人口

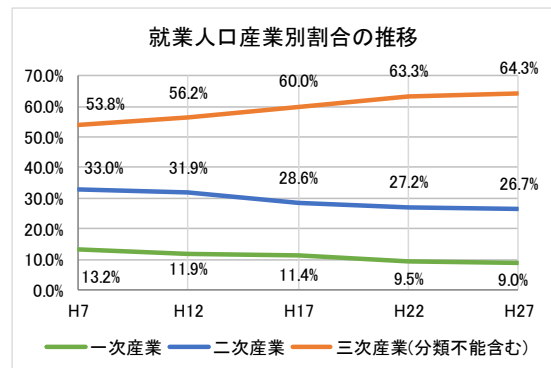
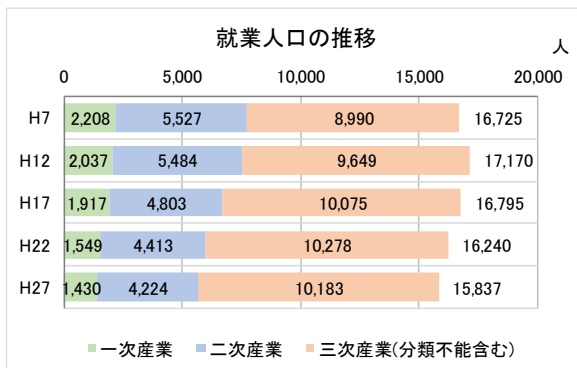


#### (4) 産業の特性

##### ① 就業構造

本市の就業人口は増加基調が続いていましたが、平成 12 年の 17,170 人をピークに減少に転じ、平成 27 年は 15,837 人となっています。

産業別就業人口は、第一次産業が減少を続け、平成 27 年には 1,430 人、割合も 9.0%と 10%を割り込みました。第二次産業も減少傾向にありますが、平成 27 年には 4,224 人、割合は 26.7%となっています。第三次産業は、実数、割合ともに増加が続き、平成 27 年には 10,183 人、割合は 64.3%に達しています。



##### ② 農業

平成 27 年の農家数は 435 戸で、平成 22 年から 125 戸減少しています。経営耕地面積は 2,676ha で、平成 22 年から約 400ha 減少しています。経営耕地は、田が 98.6%と大半を占めています。

平成 27 年の農業就業人口は 761 人で、平成 22 年から 238 人減少しています。このうち 60 歳以上の割合が 76%と 4 分の 3 を占めています。

平成 27 年の耕作放棄地の割合は 3.0% (82ha) で、県平均割合の 10.3% を大きく下回っています。

農業は本市の基幹産業として位置づけられていますが、高齢化や新たな担い手の不足、市の北部における中山間地域の持続性などが問題となっています。

農業関連指標の推移

	平成22年 a	平成27年 b	増減 b-a	増減 割合
農家数(戸)	560	435	-125	-22%
経営耕地面積(ha)	3,069	2,676	-393	-13%
農業就業人口(人)	999	761	-238	-24%
うち60歳以上率	69%	76%	6%	—
耕作放棄地面積	72	82	10	14%
耕作放棄地割合	2.3%	3.0%	0.7%	—
〃 (県)	9.2%	10.3%	1.1%	—

資料:農林業センサス

※耕作放棄地の割合 = 耕作放棄地面積 ÷ (耕作放棄地面積 + 経営耕地面積)

### ③商工業

平成 26 年の工業統計によると、本市の製造業従業者は 2,750 人、製造品出荷額は 1,008 億円となっています。また、商業統計による商業従業者は 1,476 人、商品販売額は 438 億円となっています。

総人口が県全体に占める割合を目安に、製造業、商業の各値がそれぞれ県全体に占める割合をみると、製造業は従業者数、製造品出荷額ともに人口割合を上回っており、県平均に比べ活発であることがわかります。これは、企業の誘致や工業団地の立地が進んだ結果であると考えられます。

商業は、従業者数、販売額ともに人口割合を下回っており、特に小売業については、近隣自治体への大型商業施設の立地やまちなか等における空き店舗の増加などが影響していると考えられます。

製造業・商業の集積状況(H26)

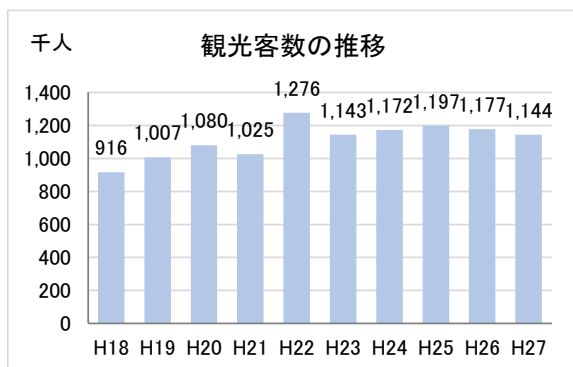
	実績値	対県シェア
総人口	32,007 人	3.8%
製造業従業者数	2,750 人	4.7%
製造品出荷額	1,008 億円	5.8%
商業従業者数	1,476 人	2.7%
商業商品販売額	438 億円	3.0%
小売業商品販売額	196 億円	2.8%

資料:住民基本台帳、工業統計、商業統計

### ④観光

本市を訪れる観光客は、近年は約 120 万人前後で推移しています。

本市の観光の特徴としては、県外客が比較的多い反面、宿泊客が極めて少なく、また一人当たり消費額も非常に少ないことがあげられます。



観光の特性(H27)

	神崎市	佐賀県	県内20市町における順位
観光客数	千人 1,144	千人 36,901	10
宿泊者率	0.5%	8.3%	16
県外客率	74.9%	66.5%	4
一人当たり消費額	円/人 623	円/人 3,371	19

資料:佐賀県観光客動態調査

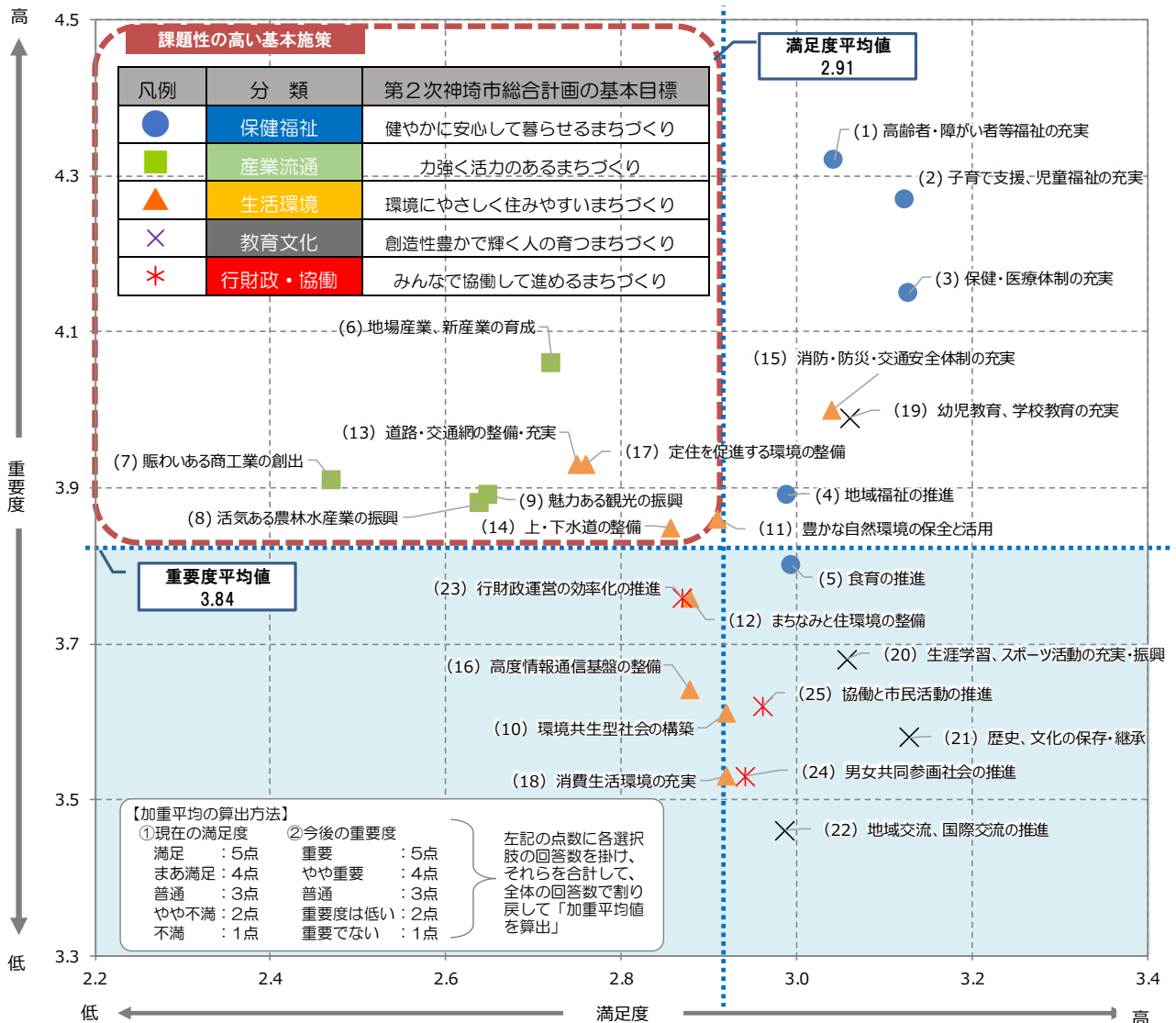
### 3. まちづくりに対する住民意識

平成29年8月に実施した市民まちづくりアンケートでは、第1次総合計画に位置づけられている施策について、神崎市に暮らす中での現在の満足度と今後の重要度を尋ね、その結果を加重平均値として点数化し、分析を行いました。

現在の満足度が低いと評価されている施策の下位3つは、「賑わいある商工業の創出」「活気ある農林水産業の振興」「魅力ある観光の振興」の産業に関する施策が占め、今後の重要度が高いと評価されている施策の上位3つは、「高齢者・障がい者等福祉の充実」「子育て支援、児童福祉の充実」「保健・医療体制の充実」の福祉・医療に関する施策が占めています。

課題性の高い施策（平均より重要度が高く、満足度が低い施策、下図の赤枠部分）としては、「地場産業、新産業の育成」「賑わいある商工業の創出」「活気ある農林水産業の振興」「魅力ある観光の振興」「豊かな自然環境の保全と活用」「道路・交通網の整備・充実」「上・下水道の整備」「上・下水道の整備」「定住を促進する環境の整備」の8つの施策があげられています。

■ 第1次総合計画に位置付けている施策の現在の満足度と今後の重要度の相関関係





## 4. まちづくりの分野別主要課題

### 課題1 保健・福祉・医療

- 市民ニーズや時代の変化に対応しながら支援制度、相談体制、サービス提供等のあり方を確立させ、誰もが暮らしやすいまちを形成することが必要です。
- 子どもの数が減少する中で、多様なニーズに応じた子育て支援体制の構築や子ども医療の充実などにより、子どもを産み、育てやすい環境整備が必要です。
- 市内の医療機能の充実を図るとともに、医療、介護等の社会保障費の増加が今後も見込まれるため、健康づくりへの積極的な支援等による病気の未然防止や重症化予防を図ることが必要です。

### 課題2 産業振興・観光振興

- 市内工業団地等への企業の進出を図るとともに、地場産業についても育成、支援を強化し、振興を図る必要があります。
- 耕作放棄地率は県内水準より低いものの、農業就業者の高齢化や後継者不足は進行しており、担い手農家や新規就農者を育成し、農地の集約を図っていく必要があります。
- 本市へのさらなる観光客の増加のため、市内の観光拠点の整備及び自然・歴史等の資源を活かした取り組みが必要です。
- 小売業における人口当たり販売額が近隣市町に比べ低水準にあり、購買者が市外へ流出していることから、市内の商業機能の活性化が必要です。

### 課題3 自然環境・都市基盤・定住促進

- 山並みや河川、豊かな田園などの自然環境の積極的な維持保全が必要です。
- 道路の維持管理、安全性確保、南北縦貫道路等の計画的整備が必要です。
- 高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段を確保するため、公共交通の維持、利用促進に努め、生活利便性の向上を図る必要があります。
- 住環境の向上及び空き家・空き室の活用等、地域や民間と連携した定住促進を図ることが必要です。
- 防災、防犯、交通安全の意識向上を図るとともに、災害の未然防止や最小化のための取り組みを行い、安全、安心なまちづくりを進める必要があります。
- 上下水道施設の長寿命化など維持管理を進める必要があります。

#### 課題4 教育・文化・交流

- 学校施設・設備の老朽化に適切に対応するとともに、ICT等を活用した子どもが学習しやすい環境を整える必要があります。
- 外国語教育への対応など、時代に合わせた学力の向上に取り組む必要があります。
- 多様化する生涯学習やスポーツへのニーズに対応できる環境の整備に取り組むとともに、新たな活動機会の創出を図る必要があります。
- 豊富な歴史資源や伝統文化を守り次世代に継承するとともに、観光や文化交流等に積極的に活用することが必要です。
- 国際交流の取組み目的を明確化し、導入期における相互の信頼関係の構築と安定した交流の継続に取り組む、更なる発展を目指す必要があります。

#### 課題5 行財政改革・市民参画

- 自主財源が約3割に留まっており、合併特例措置額が平成28年度から段階的に縮減され平成32年度には打ち切りとなることから、新たな財源（財政）計画の策定や効率的な財政運営が必要です。
- 事務執行の改善や限られた職員数で効率的に業務を遂行するための取組みが必要です。
- 男女共同参画の取組みを更に推進し、ジェンダーフリーについての理解を深める必要があります。
- 協働のまちづくりの重要性を認識し、活動内容などの情報発信を強化することでまちづくりへの市民参加を促す必要があります。



# 基本構想

## 第1章 神埼市の将来像

神埼市は吉野ヶ里遺跡を代表とした県下でも有数の遺跡の宝庫であり、約25,000年前の旧石器時代から人々の営みを確認できる歴史のまちでもあります。

「神埼」の名の由来の一説として、市中心部に位置する櫛田宮の造営により荒ぶる神を鎮め祀ったところ、人々を苦しめた災厄が無くなり幸せになったことから、この地が「神埼郡（かんざきのこおり）」となったと言われています。この伝承が示す「人々が幸福に暮らしている姿」は、どのような時流の変化においても、本市が常に目指していくべきビジョンであると考えます。

3 市町の合併により生まれた本市は、自然豊かな脊振地域、まちと歴史が共存する神埼地域、水田とクリークが特徴的な千代田地域と変化に富んでおり、合併から10年を経た今、地域の枠を超え、市民・行政・各種団体などがそれぞれにできること・得意分野で役割を担うことによる「**オールかんざき**」のまちづくりを協働で進めていく必要があります。

神埼市全体の課題やよろこびを「他人ごと」ではなく「**自分ごと**」として考えていくことにより、市民と市民がつながり、絆が生まれます。この絆を「となり近所」から「地区」へ、「地区」から「市全域」へと広げることにより創出される誇りや活力を次世代へと受け継ぐことを、第2次神埼市総合計画では目指していきます。

### 将来像（現行）

#### 自然と歴史と人が輝く未来都市

～ 潤いと活力を次世代へ継ぐ夢創造都市をめざして ～

### 将来像（案）

○○○○○○○○

～ ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ～

## 第2章 神埼市の将来都市構造

神埼市の将来都市構造として、以下のゾーニングの設定及び、拠点、軸の配置を行います。

### ●土地利用のゾーニングの設定

農業・田園、山林、市街地、工業生産の4つのゾーンを設定します。

概ね長崎自動車道を境に、以南の平野部は水田を主体とした農業・田園ゾーンとします。以北の丘陵地、山地部は、山林主体の山林ゾーンとします。JR 神埼駅周辺は、都市的土地利用がまとまって分布する市街地ゾーンとし、また南部の国道 385号と県道が交差する付近及び長崎自動車道東脊振 IC に接続する県道付近に工場や流通機能の立地を図る工業生産ゾーンとします。

### ●拠点の配置

中心拠点、地域拠点をそれぞれ配置します。

中心拠点は JR 神埼駅付近の新市庁舎や旧長崎街道沿道の商店街等を含む地区に位置づけ、本市の主要な都市機能が集積したまちの賑わいの中心地としての形成を図ります。

地域拠点は、北部の脊振複合施設を中心とした地区及び南部の千代田庁舎を中心とした地区にそれぞれ位置づけ、北部、南部地域における商業、医療、福祉、コミュニティなどそれぞれの市民の日常生活を支える機能を持った拠点形成を図ります。

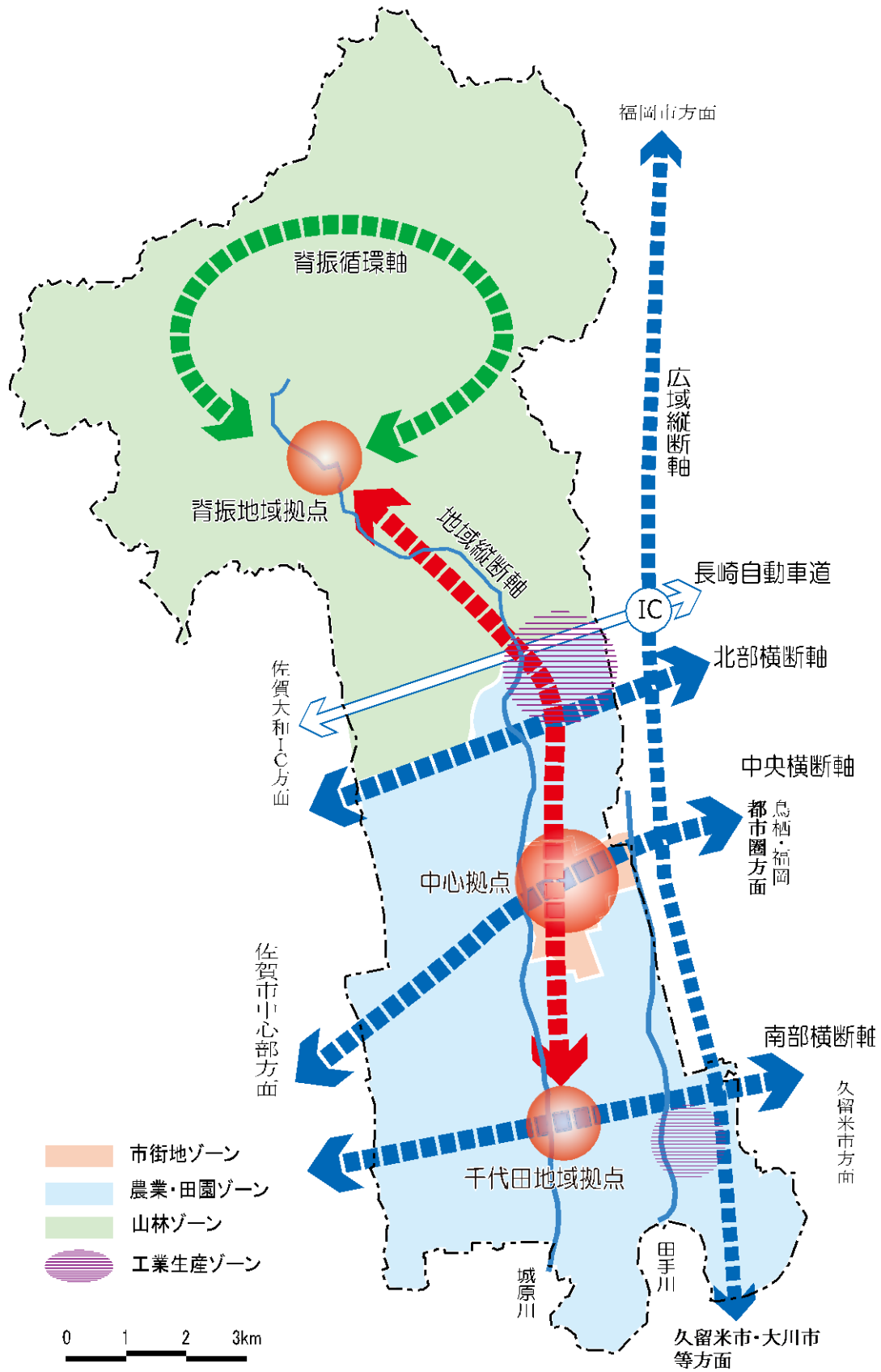
### ●軸の配置

本市を東西に横断、南北に縦断する道路を軸として配置します。

本市を東西に横断する軸としては、鳥栖市から佐賀市を結ぶ佐賀県の大動脈である国道 34 号と JR 長崎本線から構成される中央横断軸、本市の平野部と丘陵地の境界部に位置する県道佐賀川久保鳥栖線及び長崎自動車道から構成される北部横断軸、国道 264 号や県道佐賀八女線などから構成される南部横断軸の三つの横断軸を位置づけます。

本市を南北に縦断する軸として、城原川に平行する県道三瀬神埼線や県道佐賀外環状線などから構成される軸を地域縦断軸として位置づけます。また、本市の千代田地域東部及び市域の東を南北に縦断し、長崎自動車道東脊振 IC を経由して福岡市に至る国道 385 号を広域縦断軸として位置づけます。

■ 神埼市の将来都市構造イメージ



### 第3章 神埼市の人口目標

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とします）の将来推計人口（平成25（2013）年推計）によると、本市の人口は今後も減少を続け、今回の総合計画の目標年次である平成39（2027）年には約29,600人と3万人を割り、高齢化率も33.6%になると予測されています。

一方、平成27（2015）年に策定した「神埼市人口ビジョン」では、下記の二つの仮定のもとに、概ね45年後の平成72（2060）年の社人研予測値約20,700人に対して、市独自推計値として約24,900人を目標人口としています。

仮定① 合計特殊出生率について、平成32（2020）年に1.80、平成42（2030）年に2.1まで上昇したのちこれを維持

仮定② 人口移動の純移動率について、平成32（2020）年までは社人研の人口推計と同じ値とし、平成32（2020）年から平成42（2030）年までにゼロに収束

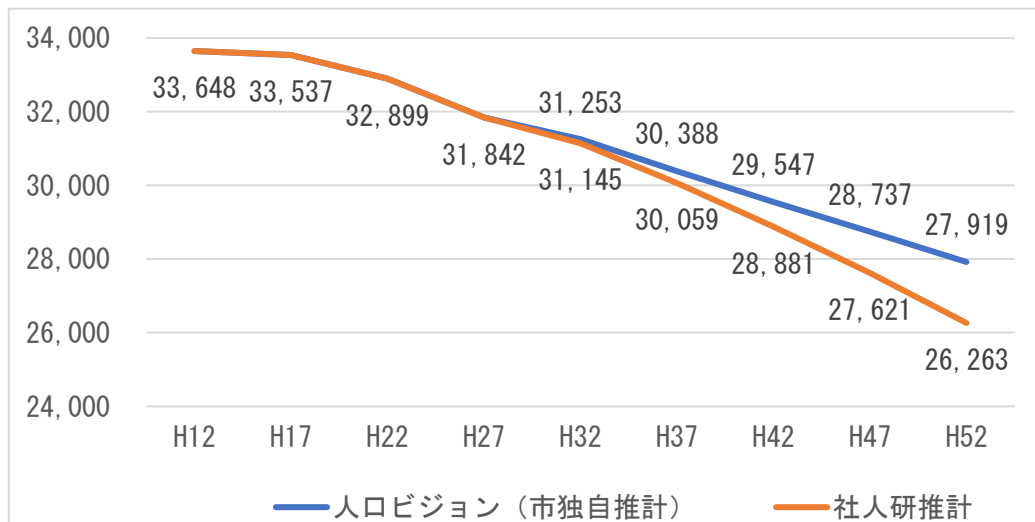
第2次総合計画の人口フレームは、この市独自の推計値を用い、本総合計画の目標年次である平成39（2027）年について算定すると概ね30,100人となり、これを目標人口として設定します。

#### ■ 神埼市の将来人口推計

		平成27(2015)年 国勢調査	平成30(2018)年 基準年	平成39(2027)年 目標年	平成42(2030)年 参考(人口ビジョン)
総人口		31,842 人	31,500 人	30,100 人	29,547 人
年齢 階層別 割合	0～14歳	14%	13%	13%	13%
	15～64歳	58%	56%	54%	54%
	65歳以上	29%	30%	33%	33%

※基準年の値は、平成27(2015)年国勢調査値と平成32(2020)年人口ビジョン推計値の中間値の概数

※目標年の値は、平成37(2025)年、平成42(2030)年人口ビジョン推計値の中間値の概数





## 第4章 神埼市のまちづくりの基本理念

神埼市のまちづくりを進めていく上で、各分野、局面において人口減少、少子高齢化に対応していくことが喫緊の課題です。

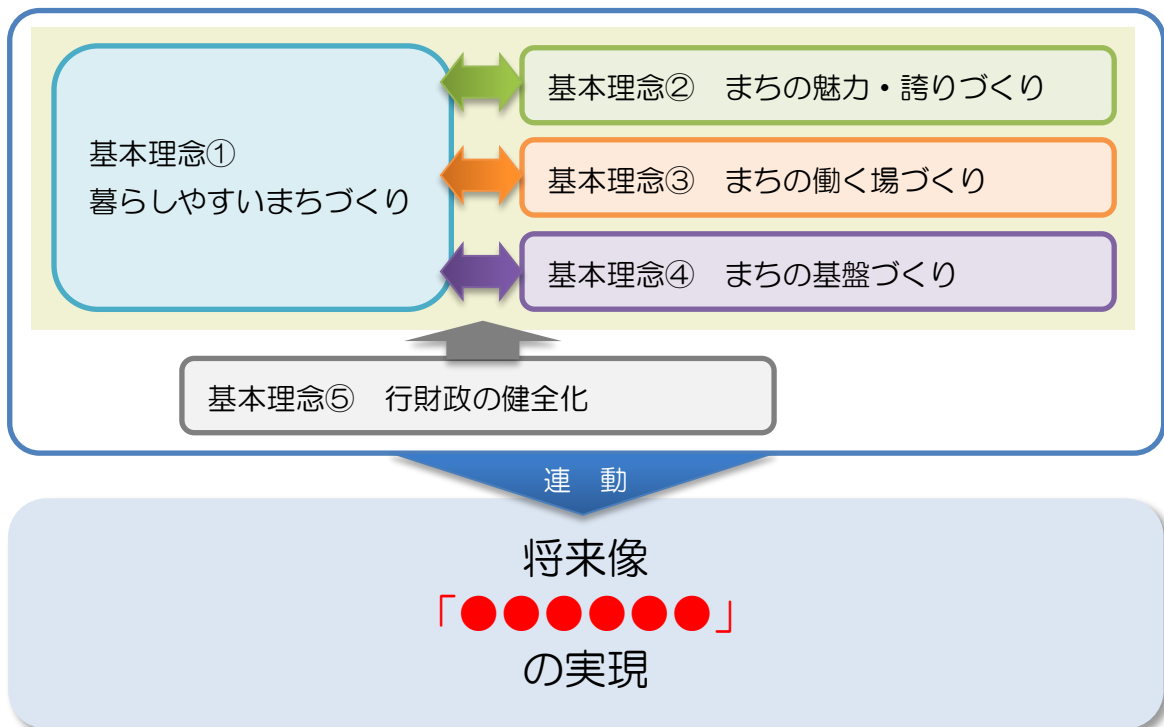
この課題に対応し、前述の人口目標を達成するためには、市民が共通して感じている本市の特色である「暮らしやすさ」を伸ばしながら、その暮らしを支える「働く場」と「まちの基盤」を今後も維持、強化するとともに、市民一人ひとりが本市で暮らしていることに誇りを持ち、その魅力を「神埼らしさ」として発信することが求められます。

また、市の規模や特性に応じた行財政の健全化を図り、本市を維持し続けることも、これからのまちづくりにおいては必要です。

以上を踏まえ、今後 10 年の神埼市のまちづくりの考え方として、5つの基本理念を掲げます。

これらの基本理念を連動させてまちづくりを進めることにより、神埼市の将来像「●●●●●●」の実現を目指します。

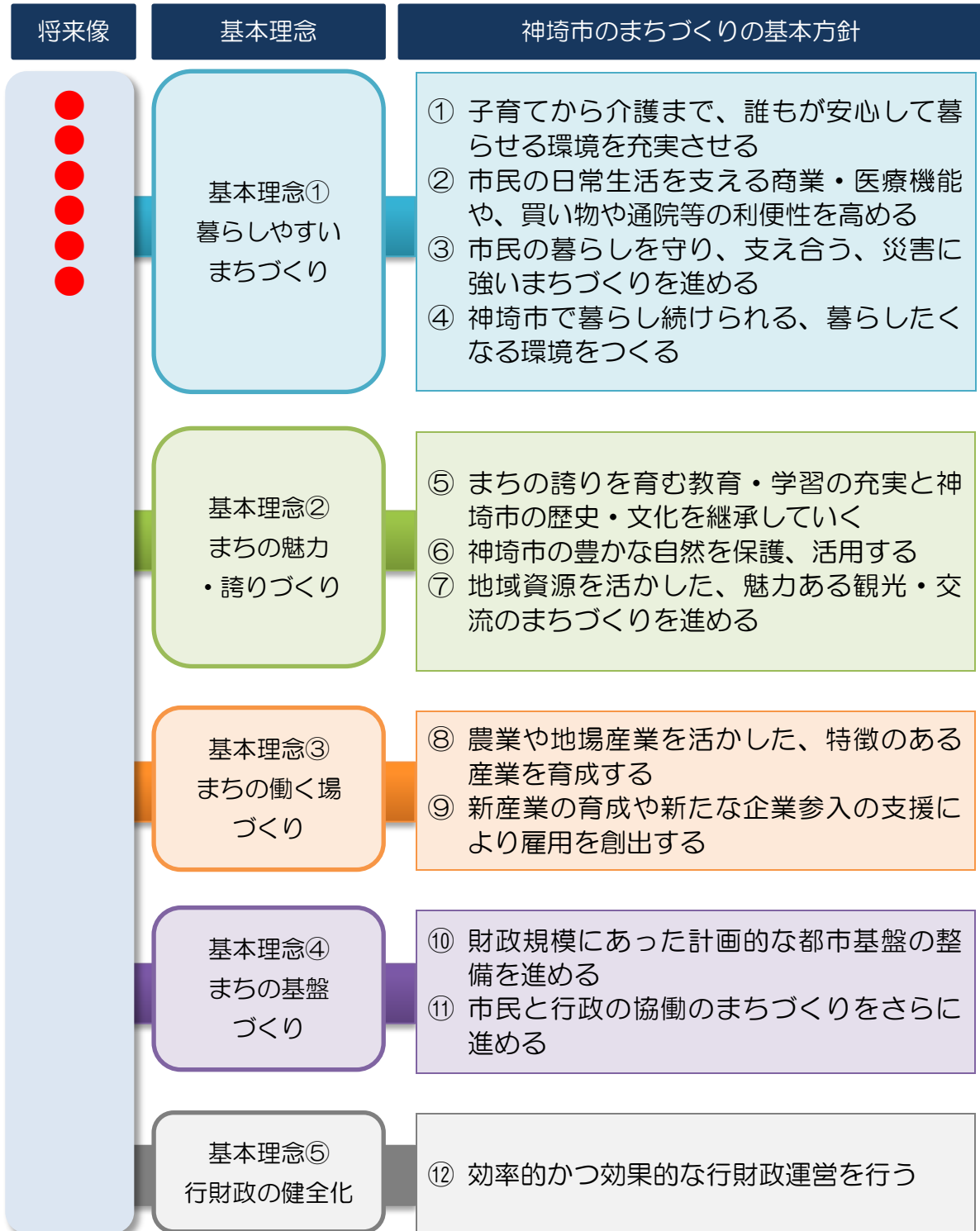
### ■神埼市のまちづくりの基本理念の位置づけ



## 第5章 神埼市のまちづくりの基本方針

第4章に位置付けた5つの基本理念に基づき、これからの神埼市のまちづくりを進める上での12の基本方針を掲げます。

### ■ 神埼市のまちづくりの基本方針の体系



## 【基本理念① 暮らしやすいまちづくり】

### 基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる

医療・保健・介護・福祉・保育が一体となって協力、連携し、それぞれの事業所や団体、各地区の拠点等をつなぐネットワークを構築することで、子育てから介護まで、地域での見守り、支え合いの中で、誰もが生きがいを持ち、元気で健やかに暮らし続けられるまちを目指します。

#### 基本施策

1. 高齢者福祉の充実
2. 子育て支援・児童福祉の充実
3. 障がい者福祉の充実
4. 保健・予防・健康づくり、食育、スポーツ活動の推進

### 基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める

日常生活に必要な商業機能、医療機能が享受できるように、各事業者との連携を図るとともに、買物弱者、交通弱者対策として既存の地域公共交通の体系の再検討や新たなサービスの検討を行い、誰にとっても暮らしやすいまちを目指します。

#### 基本施策

1. 身近な商業機能強化
2. 医療機能の確保
3. 地域公共交通の充実

### 基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める

多様化している災害等に対応するため、災害に強いインフラや拠点整備を図るとともに、平常時から地区消防団を中心に地域一体で支え合う防災まちづくりを進め、安心・安全なまちを目指します。

#### 基本施策

1. 消防・防災機能の強化
2. 防犯・交通安全の強化
3. 消費生活環境の保全

#### 基本方針④ 神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる

住環境整備として、空き家等の利活用の推進と若者世代等の移住・定住の促進を図り、暮らしたくなるまちを目指します。

また、「かんざき暮らし」のきっかけとなる出会いの場の提供や創出に取り組み、移住・定住に結びつくまちを目指します。

##### 基本施策

1. 住環境整備、空き家等対策
2. 移住・定住促進策の充実
3. 出会いの場の提供、創出

#### 【基本理念② まちの魅力・誇りづくり】

#### 基本方針⑤ まちへの誇りを育む教育・学習の充実と神崎市の歴史・文化を継承していく

ICT等の時代のニーズに対応した教育環境の充実や今後の少子化を見据えた学校規模の適正化を推奨するとともに、歴史・文化を知り、学び、伝える機会を年齢に関係なく設けることで、市民一人ひとりが誇りを持って本市の魅力を語り継ぐことを目指します。

##### 基本施策

1. 学校教育の充実
2. 生涯学習の推進
3. 歴史・文化の継承

#### 基本方針⑥ 神崎市の豊かな自然を保護、活用する

背振山から筑後川までの多様な自然環境を引き続き地域とともに守り、その豊かな環境資源をレクリエーションや再生可能エネルギーとして活用を図り、自然環境の保護と活用のバランスが取れたまちを目指します。

##### 基本施策

1. 環境共生・資源循環の推進
2. まちなみ・クリーク・公園・自然環境の保全・活用

### 基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める

本市の自然と歴史の中で創り上げられた地域資源を磨き、特色ある観光資源として活用することで人の流れ（周遊）や交流を創出するとともに、それらの資源を神埼の魅力として全国に情報発信し、行きたくなる、また来たくなるまちを目指します。

#### 基本施策

1. 観光拠点の機能強化
2. 観光振興策の充実
3. まちのPR・シティセールスの強化
4. 地域交流・イベントの強化
5. 国際交流の強化

### 【基本理念③ まちの働く場づくり】

### 基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する

本市の基幹産業である農業や、神埼そうめんをはじめとした地場産業等の担い手の確保、育成を図るとともに、各事業者や関係者との連携の中で特産品の開発や、神埼ブランドの確立等を進め、地域に産業が息づくまちを目指します。

#### 基本施策

1. 農林水産業の振興
2. 地場産業・伝統産業の振興
3. 地産地消、特産品開発の推進
4. まちなか活性化

### 基本方針⑨ 新産業の育成や新たな企業参入の支援により雇用を創出する

企業立地用地の確保と企業進出を推進することによって雇用を生み出すとともに、新たな産業育成、創業支援等により市内産業の活性化を目指します。

#### 基本施策

1. 企業誘致の推進
2. 新産業育成・創業支援の強化

#### 【基本理念④ まちの基盤づくり】

##### 基本方針⑩ 財政規模にあった計画的な都市基盤の整備を進める

公共インフラについては、計画的な事業実施、公共施設については、適正配置を促し、効率的かつ効果的な整備・改善を進めることで、財政規模にあった持続可能なまちを目指します。

併せて、施設等の整備・改善にあたっては、ユニバーサルデザインの導入により誰でも安全に利用できる構造を目指します。

##### 基本施策

1. 道路整備
2. 上・下水道整備
3. 高度情報通信基盤整備
4. 公共施設の適正配置
5. ユニバーサルデザインの推進

##### 基本方針⑪ 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める

これからのまちづくりを支える貴重な「人財」として、誰もが参画、活躍できる市民協働の機会を積極的に提供するとともに、各地域のコミュニティの維持、活性化を図るため、地域内、地域間で支え合いながら、子どもから高齢者まで世代を超えて交流し、絆のあるまちを目指します。

##### 基本施策

1. 市民活動支援・拠点づくり
2. 地域の絆・コミュニティづくり
3. 市民参画・協働の機会の提供
4. 男女共同参画の推進

#### 【基本理念⑤ 行財政の健全化】

##### 基本方針⑫ 効率的かつ効果的な行財政運営を行う

事務事業の徹底した見直しや職員のスキルアップ等により、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るとともに、財源の確保、使用料等の受益者負担の適正化、市税等の滞納の縮減等により、財政の健全化を図り、安定した行財政運営が実現できるまちを目指します。

##### 基本施策

1. 市民サービスの向上
2. 事務の効率化、組織のスリム化
3. 職員の育成、意識改革
4. 財政の健全化

## 第2次神崎市総合計画における「神崎市の将来像」について

## 【職員】

将来像	キーワード
人が輝く共創のまち 神崎市	人・安心・共創
市民で創るネクストステージ 神崎市	人・安全・安心
市民協働で創るネクストステージ 神崎市	人・教育・自然
自然と歴史と人が輝く未来都市 ※基本的な方針は変える必要がないものと判断したため、修正する必要なし	自然・歴史・人
元気よかまち神崎市	元気・住みやすいまち・神崎市
自然と歴史と人が輝く未来都市	自然・歴史・人
自然と人と歴史文化が奏でる交流のまち	人・誇り・歴史・交流・活気
健やかに安心して暮らせる活力ある夢のスローライフ	安心・活力・夢
子どもたちが健やかに成長できる町づくり	子ども・教育・保育・子育て支援・人づくり・成長
自然と歴史と人が輝く未来都市	自然・歴史・人
市民と協働のできるまちづくり	超高齢化大国・空き家・担い手不足
人びとの繋がりで発展しつづける町・かんざき	絆、協働、人材育成(マンパワー)
夢を育み理想の未来へ情報発信するまち	夢・未来・情報
共に助け合い安心・安全に暮らせるまち	安心・安全・共助
市民協働による安全・安心で活力に満ち、市民が誇りと愛着が持てる持続的なまち	市民協働・安全安心・誇りと愛着
自然と歴史と人が輝く未来都市	「自然豊かなまち」「歴史と文化、伝統がいぎづいているまち」「笑顔でにぎわいのある人情あふれるまち」
住環境の環境整備による住みたい市を実現し、戸建て住宅による人口増	住環境・人口増
自然と歴史と人が輝く未来都市	自然・歴史・人
神崎の中心に愛（I・人）が溢れ自然と歴史に魅せられた未来都市  【基本理念】 ○「自然と歴史、文化を守り、郷土（ふるさと）を愛する人が溢れるまちづくり」 ○「人を育み、ふれあいと人の繋がりによる安心があるまちづくり」 ○「市民一人ひとりのまちを愛する気持ちが輝くまちづくり」	①地域づくりは、そこに住む一人ひとりが地元への愛着を感じることができるか重要 ②あることが当たりまえである自然や伝統文化に感謝と愛着を感じることができる人づくりができるか重要 ③地域の助け合いがある暮らしやすさを感じられる地域愛が持てる環境づくりが重要
歴史や文化に愛着を持ち、活力ある街づくり	歴史・文化・活力
定住促進と雇用の拡大により若者を中心とした子育て世代が住みたいと思う神崎市	人口増、定住、雇用
人と人が助け合い郷土愛に満ちた神幸（かみさち）のまち	人・郷土愛・助け合い
緑豊かな自然と歴史に育まれた、未来志向の人が集うまち	自然・歴史・未来
自然と伝統を未来につなぐ、歴史と共存したまち	自然・歴史・安心
安心した子育て・市民共存のまち	人・子ども・生活
住民に活力がり、自然環境を活かした、住み心地のよいまち	人（活力、健康）・経済（市政運営基盤）・環境（住環境、国土保全）
魅力と活気のあるまち（神崎市）～暮らしたい 来てみたい 輝きたい～	人、歴史、自然
地域で安心してくらせるまち神崎	暮らしやすさ・地域での支え合い・安全安心
輝く文化伝統・美しい自然・豊かなまち 神崎市	市民協働・伝統文化・教育
自然と歴史と人が輝く未来都市	自然・歴史・人
市民が恵まれた自然と歴史の中で住み易いと感じ、誇れるまちづくり	自然・歴史・人
市民が主役の住みよいまち	市民、主役、住む
みんなで夢と活気にあふれたまちづくり	市民協働
自然と歴史と人が輝く未来都市	自然・歴史・人 ◎「はつらつ：ほのほの：すくすく」 ○○満載・・・かんざき 元気！満載： 優しさ！満載： 幸せ！満載
「大切な何かが見つけれられるまち・・・かんざき。」	
神崎で、自然、歴史、暮らし・・・人生を満喫しよう！	
自然と歴史と人が輝く未来都市	自然・歴史・人

## 【市民ワークショップ】

将来像	キーワード
みんなで幸せまちづくり かんざき 神やどる自然と歴史 人と人がつながる やさしいまち神埼	幸せ子育て、幸せ終活、幸せ生活
住んでみたい幸せあふれるまち 人と人がつながるまち神埼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしい、住みたい、育む、未来、つながる、歴史、暮らしたい、幸せ、生み出す、自然、人</li> <li>・人がつながり幸せを生み出すまち神埼</li> <li>・住んで良かった神埼のまちを目指し</li> <li>・全てにレベルアップ神埼だ</li> <li>・活気、住みたい</li> <li>・未来都市、成長</li> <li>・古代ロマン 人と自然が輝く神崎市</li> <li>・人と人がつながる町</li> <li>・皆んなで築こう神埼</li> <li>・住んでよかった 皆が幸せ</li> </ul>
イキイキワクワク みんなで創る みんなが主役のまち —愛があふれだす神埼—	

## 【キーワードまとめ】

キーワード
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人 ・歴史、伝統 ・自然</li> <li>・安心、安全 ・住みよい</li> <li>・つながり、協働、交流、絆、助け合い、支え合い、人情、共創、共助</li> <li>・幸せ、元気、活気、活力、笑顔、はつらつ、魅力、愛</li> <li>・誇り、愛着 ・夢、未来</li> <li>・市民、みんなが主役</li> <li>・子育て、人づくり、成長、すくすく、教育</li> </ul>

## 【現行】

将来像	キーワード
自然と歴史と人が輝く未来都市 ～潤いと活力を次世代に継ぐ夢創造都市をめざして～	・自然・歴史・人

## 【事務局より提案】

将来像	キーワード
時代を超えて幸せをつなぐまち 神崎市 ～自然と歴史と人が宝 誇りあるまちをめざして～	・幸せ・つながり・誇り



# 基本計画

## 基本計画の見方





# 基本理念①

## 暮らしやすいまちづくり

	基本施策
【基本方針①】 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる	1. 高齢者福祉の充実 2. 子育て支援・児童福祉の充実 3. 障がい者福祉の充実 4. 保健・予防・健康づくり、食育、スポーツ活動の推進
【基本方針②】 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める	1. 身近な商業機能強化 2. 医療機能の確保 3. 地域公共交通の充実
【基本方針③】 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める	1. 消防・防災機能の強化 2. 防犯・交通安全の強化 3. 消費生活環境の保全
【基本方針④】 神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる	1. 住環境整備、空き家等対策 2. 移住・定住促進策の充実 3. 出会いの場の提供、創出

## 基本理念① 暮らしやすいまちづくり

### 基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる

医療・保健・介護・福祉・保育が一体となって協力、連携し、それぞれの事業所や団体、各地区の拠点等をつなぐネットワークを構築することで、子育てから介護まで、地域での見守り、支え合いの中で、誰もが生きがいを持ち、元気で健やかに暮らし続けられるまちを目指します。

#### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)

## 基本施策1 高齢者福祉の充実

### ① 現状・課題

本市の高齢化率は、住民基本台帳ベースではすでに 30%をこえる水準に達しています。また、75 歳以上の後期高齢者も上昇を続け、すでに 65 歳から 74 歳人口を上回ってさらに増える勢いです。これとあわせ、ひとり暮らしの高齢者や介護保険制度の要介護、要支援認定者数も増加する中で、高齢者が抱える問題も多様化、複雑化しています。

こうした中、本市では、地域包括支援センターによる事業や佐賀中部広域連合と連携して進めている介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）など、包括的な支援施策を推進し、横断的な連携の中で、高齢者の日常生活の自立支援を図っています。

また、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」のもと、地域包括システム充実のため、人と人が支えあう地域づくりを進め、長寿と健康寿命が重なり合うような予防重点の施策に取り組んでいます。

今後は、地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築し、高齢者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ることが必要となっています。

### ② 取組み方針

- ◇ 高齢者一人ひとりが住み慣れたまちでいつまでも生き生きと暮らすことができるよう、「地域で支え合う仕組みづくり」「健康づくりと介護予防の推進」「自立と安心につながる支援の充実」を基本方針とし、年間100回以上開催しているふれあいサロンをはじめとした高齢者の憩いの場づくりや高齢者の暮らしを支える相談体制の構築、シルバー人材センターをはじめとした就労機会の創出など、高齢者施策の充実を図りながら、健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- ◇ 介護が必要になったとしても、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域社会や各関係機関と連携し、実情に応じたサービスの提供や支援を行います。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 子育て支援・児童福祉の充実

### ① 現状・課題

少子化や出生率の低下、女性の社会進出、男女共同参画などの社会の変化に伴い、子育てしやすい環境の確保が我が国の大きな課題となっています。

本市においては、国の施策はもとより、子育て支援センターを中心とした相談体制・育児支援の充実、自主的な育児サークル活動の推進等を図ることにより、様々な支援施策を行っています。さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、保育料負担額の軽減化に加え、平成29年4月から医療費助成を高校生等（0～18歳）に拡充し、併せて県内医療機関は現物給付による助成を開始しています。

本市では現在10園の保育園（公立、私立）が運営されていますが、平成27年度に子ども・子育て支援制度がスタートして、保育所の利用希望者が増えるとともに、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育など保育ニーズが多様化しています。その流れの中で、周辺市町における様々な形の保育園の開所が進んでおり、保育士確保の困難性が高まっています。

また、多様な家族形態、ライフスタイルに加え、DV被害による命の危険、離婚の増加、ネグレクトや子どもの貧困など、子育てを取り巻く問題も多様化しており、これまで以上に行政、学校、地域、保育園、こども園などの機関が協力連携していくことが求められています。

今後、国の施策に沿った普遍的な行政サービスとともに、市民相互の「支え合い」を行い、さまざまな悩みを相談・解決できる場、機会をつくることで、「子育てするなら神崎市」を目指すことが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図るため、「児童館」「子育て支援センター」を拠点として、子育ての相談・居場所・仲間づくりや悩み等の解決、子育てに関する人材の育成を行うなど、子育てネットワークの形成を行います。
- ◇ 神崎市の未来を担う子どもたちの健全な育成のため、保護者との信頼関係を大切にしながら、地域から頼られる保育園づくりを行うとともに、待機児童の抑制及び、保育サービスの充実と安定、保育の質の向上を図ります。
- ◇ 0歳から18歳までの医療費助成を継続できるよう財源の確保を行い、子どもの医療費助成事業を推進します。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	





## 基本施策3 地域福祉の推進

### ① 現状・課題

本市における身体障害者手帳所持者数は、人口の4.82%でそのうちの74%を65歳以上の高齢の方が占めています。また、療育手帳所持者数は人口に占める割合は0.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者数の人口に占める割合は0.45%となっています。人口の約6%が何らかの障がいを抱えているため、障がいの程度などの実情にあわせ、給付事業や地域生活支援事業を行っています。今後も支援を継続するとともに、市民に対する啓発を進め、障がい者差別解消の推進に取り組むことが必要です。

また、高齢化の進行等により、生活保護対象者が増加傾向にありますが、対人口の保護率は県の平均保護率に比べ相対的に少ない状況です。その一方で、近年、パートナー間におけるDV被害や離婚相談への対応や自殺対策、貧困対策など、地域福祉の役割が多様化しています。生活保護世帯については、保護を脱却するために就労支援をきめ細く行い、地域福祉全体としては、市民生活における安心を支えるセーフティネットとして機能していくため、関係機関との緊密な連携や相談体制の充実、市民の協働による支えあいを実現していくことが必要です。

なお、地域福祉に係る施策は、マンパワーにゆだねられる側面が大きく、身近な相談者となれる人材の確保、育成、就業環境の充実など人材の確保に向けた取り組みが急務となっています。

### ② 取り組み方針

- ◇ 障がいのある人も住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りができるよう、障がい者の就労支援、社会参加の促進に加え、障がい者やその家族の不安を軽減する相談体制の充実、生活支援等を推進します。
- ◇ 個人や家庭では解決することが難しい様々な問題に対応するため、自助、共助、公助による地域ぐるみで支え合う、皆が笑顔になる地域社会の構築を目指します。
- ◇ 生活保護法に基づき、生活に困窮する国民の保護及び保護を受ける者の将来における自立の助長を図るとともに、生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業・家計相談支援事業・子どもの学習支援事業）の各事業により、生活保護に至る前の生活困窮者の相談に応じ自立に向けた支援や生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援により貧困の連鎖防止に取り組みます。

#### ■主な取り組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	

## 基本施策4 保健・予防・健康づくり、食育、スポーツ活動の推進

### ① 現状・課題

市民一人ひとりが、いつまでも健康でいきいきとした生活を送るためには、市民自らが日頃から健康に留意し、栄養バランスのとれた規則正しい食生活、適度な運動を行い、休養をとる、飲酒や喫煙を控える、ストレスを軽減するなど、日常の生活習慣をより健康的なものに改善していくことが基本です。しかし、依然として、がんや脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が死因の6割弱を占めるといふ状況にあります。

本市では、「地区巡回健康教室」の開催等による健診の大切さや健康についての啓発活動、食生活改善推進協議会と連携した食育による生活習慣病予防事業の展開、子どもたちを対象とした「ダシとりマスター養成塾」「ベジタブル大作戦」による食の大切さの啓発、「元氣かんざき健康推進事業」による適度な運動の推進、西九州大学と連携した健康増進のためのスポーツ活動の普及の取り組みや「さが桜マラソン」の運営など、様々な取組を行っています。

保健・予防・健康づくりにおいては、市民が健康に関心を持ち、それを実践し、健康な生活を続けていくため、様々な支援や啓発などその環境づくりを今後も進めることが必要です。

食育においては、「食」と「食文化」等への関心を高め、神崎市にふさわしい特色ある食生活習慣を普及させることが必要です。

スポーツ活動においては、その種類、幅広い年齢層の参加など多様化が進んでいるため、市民一人ひとりがいつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しむことができる活動の場の確保や適切な指導者の育成などが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 市民それぞれが自身の健康への関心を持って生活習慣を振り返り、いきいきと元気に生活することで健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指します。
- ◇ 高齢になっても、いつまでも元気に生活できるよう若いうちから特定健診の受診を勧奨し生活習慣改善、発症予防並びに重症化予防への取組を推進します。
- ◇ きらりかんざき食育プラン（第二次食育推進基本計画）に基づき、食を通じた市民の健康づくりや食文化等を活かした地域活性化を促進します。
- ◇ 市民の健康づくりの推進のため、各地域におけるラジオ体操や歩こう会等の推進に加え、手軽な軽スポーツ等の普及を図ります。
- ◇ スポーツ施設の改善、不足の解消、スポーツ教室の充実を図るとともに、各種競技における指導者育成に取り組みます。

#### ■主な取組み・事業等

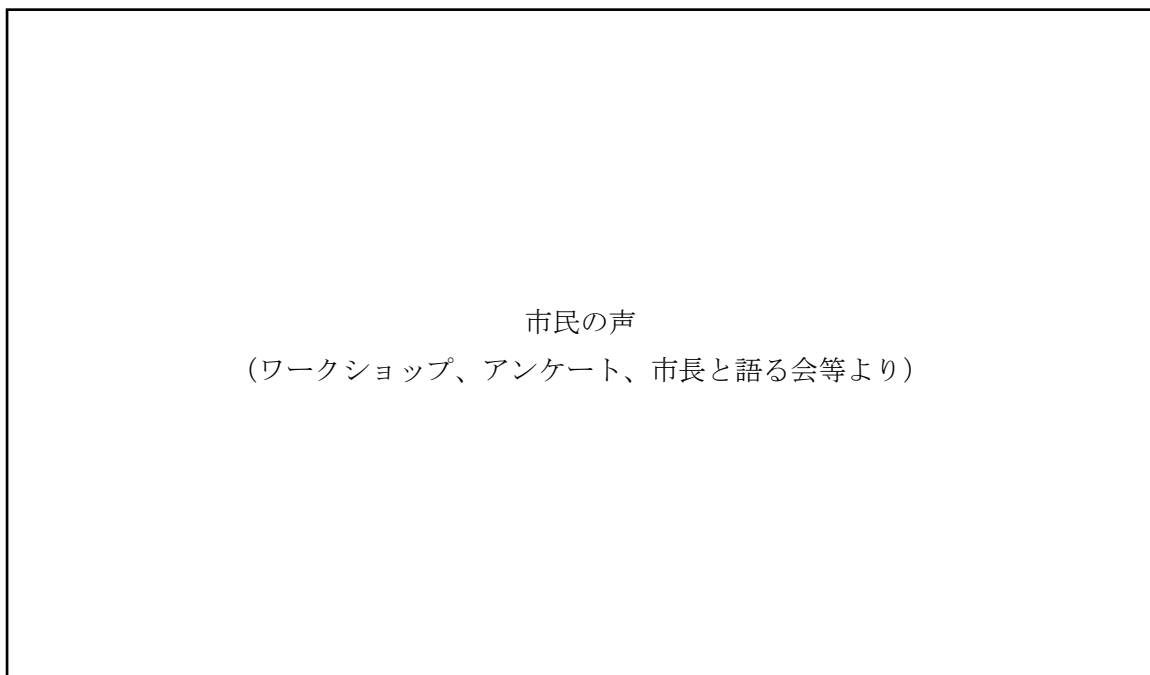
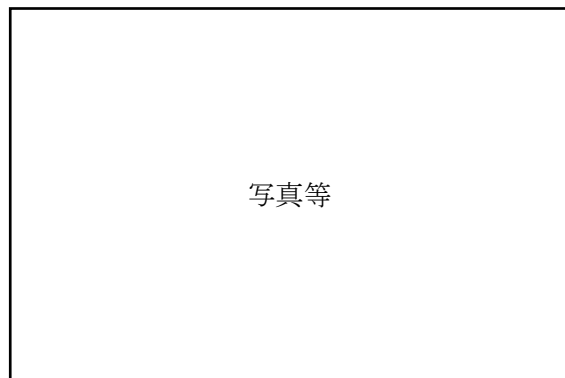
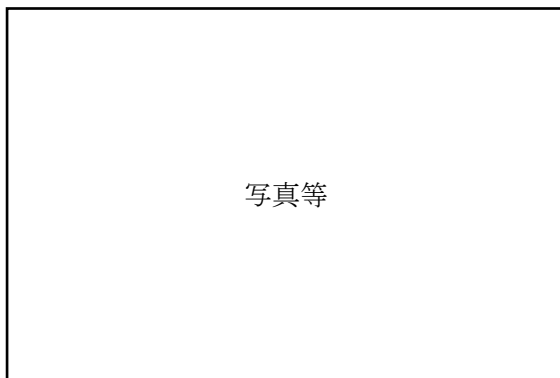
主な取組・事業等	担当部署
○	
○	

**基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める**

日常生活に必要な商業機能、医療機能が享受できるように、各事業者との連携を図るとともに、買物弱者、交通弱者対策として既存の地域公共交通の体系の再検討や新たなサービスの検討を行い、誰にとっても暮らしやすいまちを目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	



## 基本施策1 身近な商業機能強化

### ① 現状・課題

生鮮食料品や日用品などの身近な店舗は、市民の日常生活を支える機能を有しており、買い物を通じたコミュニティの場としての役割も担っています。しかし、郊外型大型店の立地や商店等の経営者の高齢化や後継者の不足などからこれまで市民の生活を支えてきた身近な商店等が減ってきています。その結果、市内での日々の買い物には車の利用が欠かせない状況となっており、徒歩圏内に商店等がない地域においては、買い物弱者が増えてきています。

アンケート調査では、住んでいるところから「できれば移りたい」、「早く移りたい」と答えた人の理由の第一位が「食品や日用品の買い物に不便だから」となっており、市民にとって暮らしよさを向上させる上で身近な商業機能の充実が大きな課題となっているといえます。

このため、一定のまとまりを持った店舗の立地促進やこれを利用するための公共交通の充実、あるいは移動型店舗の検討など、それぞれの地域に応じた対策について検討を行う必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 商業機能を有する市内既存企業について、魅力ある店舗づくりやそのための施設整備、後継者育成等の各種支援を行うとともに、地元購買の促進を図ります。
- ◇ 中心市街地における歩道の確保や駐車場の充実など、買い物しやすい環境づくりを行います。
- ◇ 地域の生鮮食品を販売するマルシェや地域が経営する商店、商店街等との連携による巡回スーパーマーケットや宅配の実施など、買い物弱者対策のための各種事業を検討、実施します。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 医療機能の確保

### ① 現状・課題

本市には、平成28年10月現在病院3箇所(うち救急告示病医院1箇所)、一般診療所33箇所、歯科診療所14箇所の医療施設がありますが、人口当たり医療施設が県平均に比べて少ない状況にあり、医療施設の新規立地や既存医療施設における医療機器の更新、新規導入等を促進し、医療機能の充実を図ることが必要です。脊振地域については、脊振町複合施設建設にあわせて診療所機能の維持、強化を図ることが必要です。

また、高齢化の進行、特に後期高齢者の急増などを背景に、救急医療や休日医療、高度医療など医療に対するニーズも多様化しており、限られた医療資源の中で効率的なサービス提供が必要です。

こうした中で、医療費の適正化及び抑制と市民の健康増進、健康寿命延伸のため、「地区巡回健康教室」や、「レディース検診」「ママ's デイ・レディースデイ」「働きざかり健診」を始め検診の促進を図っていますが、特定健診率は平成28年度においては36%と、国の目標である60%を大きく下回っている状況にあります。

本市の国民健康保険の被保険者数については年々減少していますが、医療の進歩と高額な調剤や治療の増加の影響もあり、一人当たりの医療費は年々増加しており、国民健康保険財政の健全な運営を行うためにも、特定健診の受診を促進して病気を未然に防いで医療費を抑制することが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 県が策定する医療計画において二次医療圏として医療機関の分業がなされるため、計画に添った施策の実施と、市内医療機関と連携した健康についての積極的な啓発を図ります。
- ◇ 一次医療機関への支援を強化し、かかりつけ医、かかりつけ薬局を推進します。
- ◇ 脊振診療所は、脊振町複合施設建設にあわせて複合施設へ統合する予定となっているため、過疎計画に基づき、統合の機会に医師の要望等を勘案しながら計画的に医療機器の更新、新規導入を進め、医療機能の充実を図ります。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策3 地域公共交通の充実

## ① 現状・課題

これまで市民の交通手段は、その多くを自家用車の利用にゆだねてきましたが、買い物行動の広域化や駐車場がない施設の利用者の減少をはじめ、様々な負の側面が顕在化するとともに、高齢化の進展により運転しない（できない）高齢者等の増加など深刻化が進んでいます。

市民誰もが自由に移動できる環境は、社会インフラのひとつとして積極的に対応を図る必要があります。

現在、本市の公共交通は、JR 長崎本線、路線バス及び市が運営する巡回バスから構成されています。JR 神埼駅は、一日平均の乗車人員が県下の JR 駅の中で 6 番目に多い駅となっていますが、そのうちの 8 割が定期客で占められていることから通勤通学客の利用が多いと見込まれます。路線バスは、国道、県道を中心とした幹線道路を路線として運行されていますが、赤字路線も多いことから生活交通路線維持費補助金による市内路線バスへの運行補助を行うことにより、地域住民の交通手段の確保を図っています。

また、公共交通不便地域の住民を対象に市内巡回バスが運行しており、平成 27 年 10 月のルート改正を経て現在に至っているものの、利用状況や社会情勢を勘案し、今後、運行ルートの見直しや他の運行形態への変更等の検討が必要となっています。

## ② 取組み方針

- ◇ 鉄道や路線バス、巡回バスの維持、運行改善、乗換機能、接続性の向上など、市民の日常生活に必要な地域公共交通の充実や維持改善、利便性向上に向けた取組みを進め、最適な総合公共交通体系を確立します。
- ◇ 公共交通不便地域の住民や運転免許証自主返納者等の交通弱者等の外出時の移動手段を確保するため、最適な交通手段、サービスについて検討、提供を行います。
- ◇ JR 神埼駅への特急・快速電車の停車に向けて検討、協議を行うとともに、通勤通学等に加え、観光レクリエーションの起点として一般客の利用の増加に向けた取組みを進めます。

### ■ 主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

### 基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める

多様化している災害等に対応するため、災害に強いインフラや拠点整備を図るとともに、平常時から地区消防団を中心に地域一体で支え合う防災まちづくりを進め、安心・安全なまちを目指します。

#### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)



## 基本施策1 消防・防災機能の強化

### ① 現状・課題

平成 23(2011)年の東日本大震災、平成 28(2016)年の熊本地震、平成 29(2017)年の九州北部豪雨など、各地でこれまでに経験したことがない災害が発生し、多くの人命や財産が失われました。とりわけ、九州北部豪雨は、距離的に近くまた地形条件も類似していることから、洪水や崖崩れに対する市民の不安が高まっています。アンケート調査においても、今後力を入れるべき分野として「安全・安心のまちづくり」が「福祉のまち」に続く第 2 位となっています。

本市では、平成 28 年度にハザードマップ改訂版の全戸配布を行ったほか、防災行政無線をはじめとする各種システムの構築、急傾斜地の崩壊防止対策、市が管理する公共土木施設の防災対策を進めています。

今後も安心、安全のまちづくりを進めるため、市民の防災意識の向上を図るとともに、地震、山間部での土砂災害、平地部での浸水等の被害の未然防止や最小化のための各種整備等を進めることが必要です。

城原川等の治水対策については、城原川両岸の浸水想定区域の洪水の抑止対策や避難地の確保などのハード面と、住民の防災に対する意識の啓発などソフト面の対応により、人的被害はもとより、物的被害の抑止に向けた対応を図ることが必要です。

地域防災力の中核を担う消防団は、高齢化による団員確保が厳しい地域や新たな団員確保が難しい地域があることから、団員の確保に加え、団員の安全な活動の確保に向けて平成 26 年度から実施している団員の安全装備等の充実を行い、引き続き小型動力ポンプ等の導入や更新を計画的に進める必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 各種計画を基本に、消防・防災体制の整備を図り、関係機関との連携を密に的確な情報把握等を行うとともに、防災行政無線やケーブルテレビ等による市民への的確な防災情報伝達の充実を図ります。
- ◇ 情報を受け取る側の意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災情報伝達手段や災害時等の行動などについて、さらに周知を図ります。
- ◇ 市民の防災意識の向上のための学習の場の提供、各種研修会、防災訓練など、災害時の情報伝達や行動の周知等により、地域防災力の向上を図ります。
- ◇ 防災をはじめとする地域コミュニティの必要性を理解してもらい、「自助、共助、公助」という考えに基づき、地域防災の核となる自主防災組織の確立・強化、地域防災の担い手の育成を図ります。
- ◇ 城原川の治水対策（洪水調節）のため、城原川ダム建設の早期着工を目指し、国・県と連携しながら事業への協力を行うとともに、水没予定地区住民の生活再建対策や、ダム周辺地域の活性化が図られるような対策について検討を進めます。

■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 防犯・交通安全の強化

### ① 現状・課題

佐賀県は人口10万人あたりの交通事故発生件数が全国で5年連続ワースト1になっており、神崎市は県内でもワーストで推移しています。

ワースト1の脱却に向けては、神埼警察署等との連携を図りながらガードレール・カーブミラー等の整備、通学路合同点検対策など交通事故防止に関する様々な取組みを実施していますが、今後も事故多発箇所のある場所、時間帯、事故の種類、年齢層などの特性に応じた対策が必要です。

防犯に関しては、平成22年度から市内に「安全なまちづくり専門員」を配置し、専門的知識をもって防犯・交通安全等の業務を遂行するとともに、平成29年に犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻せるよう関係機関と連携・協力し総合的な支援に取り組んでおり、この継続が必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 市民の防犯に対する意識の向上のため学習の場を提供するとともに、防犯灯等の整備を推進し、安心して生活できるまちづくりを実現します。
- ◇ 犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻せるよう関係機関と連携・協力し、総合的支援を行います。
- ◇ 警察や関係機関と連携し、交通事故の防止または抑制するための施策を推進することで、交通安全意識とマナーの向上を図り、住みやすいまちづくりを実現します。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

### 基本施策3 消費生活環境の保全

#### ① 現状・課題

近年、悪徳商法、振り込め詐欺、かたり商法など多くの事例が発生し、また、広域化や手口の巧妙化、短時間のうちに変化することなどの特徴から、警察や県、周辺市町等と連携をとりながら、情報提供・収集を行いながら対策を進める必要があります。

本市には、消費者グループが一組織しかなく、今後、市全体に組織を広げ、組織の充実に向けた支援が求められています。

このような取組みを通して、消費者保護の強化に加え、消費者意識の啓発、消費者グループへの支援、消費生活相談の充実を図っていく必要があります。

#### ② 取組み方針

◇ 消費生活の安全を確保し、消費者保護を図るため、消費生活相談や消費者意識の啓発を行います。

◇ 高齢者等を含め消費者トラブルに巻き込まれないようにするため、消費生活相談窓口や、消費者ホットラインの周知を図ります。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

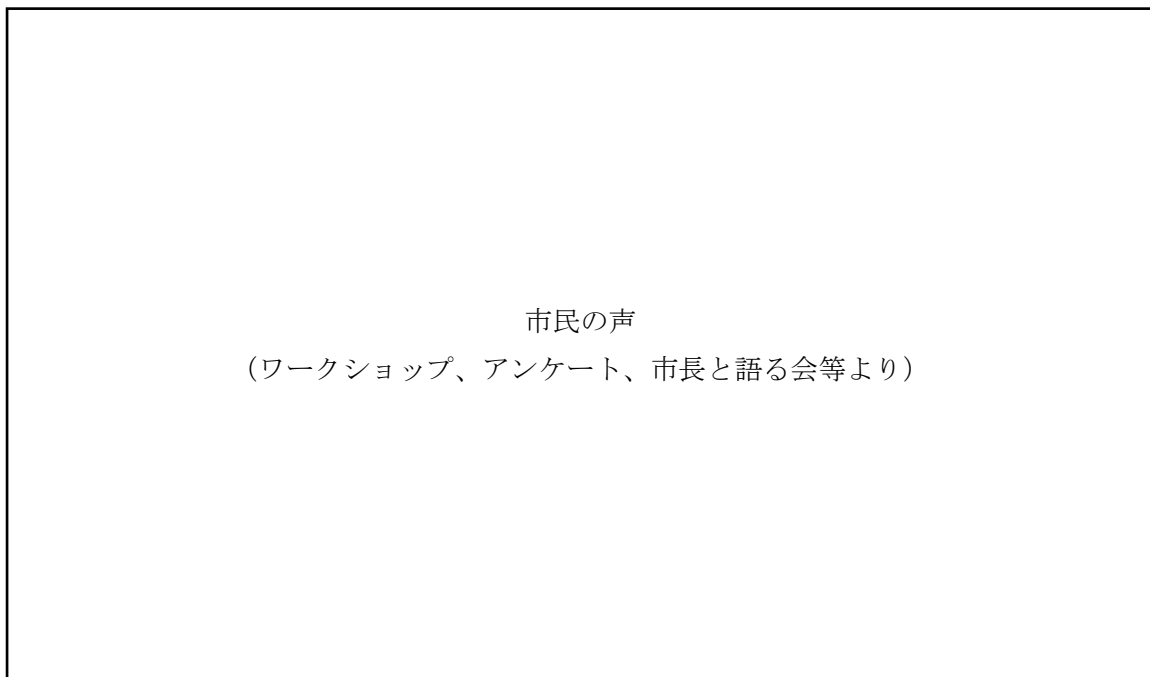
#### 基本方針④ 神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる

住環境整備として、空き家等の利活用の推進と若者世代等の移住・定住の促進を図り、暮らしたくなるまちを目指します。

また、「かんざき暮らし」のきっかけとなる出会いの場の提供や創出に取組み、移住・定住に結びつくまちを目指します。

#### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	



## 基本施策1 住環境整備、空き家等対策

### ① 現状・課題

住宅・住環境については、少子・高齢化の進行 家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、市民のニーズは、単に住戸規模の拡大にとどまらず、住宅のバリアフリー化や新しい住宅設備、環境共生への対応など、住宅の質の向上へと変化しています。

本市が所有する市営住宅は、公営住宅 294 戸、若者定住住宅 20 戸の合計 314 戸ですが、このうち公営住宅は、大半が昭和の時代に建設されていることから、更新の時期を迎えたもの、また、バリアフリー化の遅れや設備の老朽化など、住民のニーズに対応できていないこととあわせ、修繕や改善を図るべきものなどが多数あります。本市では平成 22 年に神崎市公営住宅等長寿命化計画を策定し、市営住宅の適切な改修や修繕を図ってきたところですが、今後は更新、改修、改善をあわせて計画的な対応を図るべく計画の見直しを進めていくことが必要となっています。

本市の空き家は、平成 20 年から 25 年にかけて大きく増加し、また空き家率が県下で 2 番目に多いことや賃貸用住宅の空き室が多いことが本市の特徴となっています。

管理されていない空き家は、防災、衛生、景観等において周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあり、これに適切に対応するため本市では平成 29 年 4 月「神崎市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」を定めるとともに「神崎市空家等対策計画」を策定してその対策に関する基本的な方針を定めたところです。

今後はこれに沿って、空き家の適切な管理の促進、空き家やその跡地の活用の促進等を図っていく必要がありますが、あわせて、定住促進の受け皿やコミュニティ施設としての活用など様々なアイデアのもとにストック活用という面からの対応についても検討を行う必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 自然と歴史の中で形成されてきた住宅・住環境と新たな住宅に対するニーズなどの変化を踏まえ、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本となる住生活基本計画を策定し、その計画に位置付けた方針に基づき、安心して生活できる住宅、住環境づくりを進めます。
- ◇ 神崎市公営住宅等長寿命化計画を見直し、老朽化した公営住宅の建替えや長寿命化など、必要に応じた施策を実施します。
- ◇ 神崎市空家等対策計画に基づき、所有者による適切な管理を促進するとともに、空き家の倒壊防止、特定空き家の指定、相談対応など、空き家等の状況に応じた対策を関係部局、関係機関と連携を図りながら取り組みます。
- ◇ 空き家、空き地等を地域の資源として、情報のデータベース化（空き家・空き地バンク等制度）や所有者・利用者のマッチング、その有効な利活用策の検討を行います。

■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 移住・定住促進策の充実

### ① 現状・課題

本市は、佐賀市に隣接し、また福岡市や久留米市にも通勤可能な利便性に優れた立地条件にあります。このような好条件を活かしていくためにはその受け皿となる生活環境の向上や就業の場の確保をはじめ総合的な環境整備を進めることが必要です。

就業の場の確保については、担い手や後継者の不足が大きな課題となっている農林業や中小企業において就労支援を推進することで、定住人口を増やすことに加え、産業自体の存続という意味でも取り組む意義があります。各種支援制度や助成金を活用し、就労支援や雇用情報の提供、人材育成を行うとともに、今後も神埼で働く若者の定着のため、魅力的な産業としての情報提供や体験学習、マッチングなど様々な取り組みを続けていくことが必要です。

また、本市では、定住促進住宅取得補助金や空き家改修費助成事業補助金、空き家・空き地バンク制度等の各種支援を設け、特に若者世代の定住の促進を図っています。今後はこれらの制度について広く情報発信を行い、内容の周知を行うこと及び、神崎市への定住、移住を利点として捉えてもらうような新たな施策の検討が必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 移住、定住促進のための住宅取得支援の更なる充実と、若者や移住者への賃貸補助などの生活支援により、神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなるような環境づくりを行います。
- ◇ 空き家・空き地、市営・民間住宅等の情報に加え、移住・定住の各種支援策の情報を広く発信し、本市への移住定住の利点としてPRします。
- ◇ 企業誘致等による雇用の創出に加え、市内や周辺地域の雇用情報の提供、佐賀建設技術専門学院と連携した職業訓練の場の確保等により市内における就労支援を図ります。

#### ■ 主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	



### 基本施策3 出会いの場の提供、創出

#### ① 現状・課題

晩婚化や未婚化の解消を図るため、「結婚したい」と思う人に出会いや交流の場を提供する婚活事業を実施していますが、単なる出会いの場の提供だけでは無く、イベントをきっかけとして神崎市への定住を考えてもらえるような内容の検討が必要です。

#### ② 取組み方針

◇ 婚活イベント等の開催を継続・拡充し、地域や職業、性別の枠を越えた若者の交流を促進することで、市内での若者同士の出会いの場・機会を提供するとともに、神崎市への定住を促すしかけを意識した事業内容の検討を行います。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本理念②

### まちの魅力・誇りづくり

	基本施策
【基本方針⑤】 まちの誇りを育む教育・学習の充実と神埼市の歴史・文化を継承していく	1. 学校教育の充実 2. 生涯学習の推進 3. 歴史・文化の継承
【基本方針⑥】 神埼市の豊かな自然を保護、活用する	1. 環境共生・資源循環の推進 2. まちなみ・クリーク・公園・自然環境の保全・活用
【基本方針⑦】 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める	1. 観光拠点の機能強化 2. 観光振興策の充実 3. まちの PR・シティセールスの強化 4. 地域交流・イベントの強化 5. 国際交流の強化

## 基本理念② まちの魅力・誇りづくり

### 基本方針⑤ まちへの誇りを育む教育・学習の充実と神埼市の歴史・文化を継承していく

ICT 等の時代のニーズに対応した教育環境の充実や今後の少子化を見据えた学校規模の適正化を推奨するとともに、歴史・文化を知り、学び、伝える機会を年齢に関係なく設けることで、市民一人ひとりが誇りを持って本市の魅力を語り継ぐことを目指します。

#### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)

## 基本施策 1 学校教育の充実

### ① 現状・課題

平成 29 年 5 月 1 日現在、本市内には小学校 7 校、中学校 3 校があり、小学校には 1825 人の児童、中学校には 852 人の生徒が通っています。

少子化により、児童生徒数が減少している中で、小・中学校では、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮しながら、学校規模の適正化に取り組む必要があります。

安全な学校施設に向けた小中学校施設設備等整備事業により、校舎の屋根、外壁改修工事及び空調整備工事を終了し、現在、体育館の改修工事を計画的に実施している状況です。今後とも計画的な整備事業の施行により長寿命化の着実な実現が必要です。

ICT 教育環境の整備については、校務支援システム、パソコン教室整備、電子黒板整備は完了しました。今後は 1 人 1 台の学習用端末の整備に加え、耐用年数による機器の更新など、計画的な整備が必要です。

学校給食については、地産地消、食育の推進を図り、子ども達に地域への愛着、食の大切さ、感謝の心をはぐくみ、子ども達の健やかな成長に寄与することを念頭に、郷土料理の提供や地場産食材の積極的な活用を行っています。調理場による集中調理を行っていますが、建設後 5 年を経過し、今後機器の故障、修繕増が見込まれる中で確実な業務運営を行うための計画的な対応や、調理人材の確保に向けた調理現場の体制づくりが必要となっています。

脊振地域には、通学バスが運行していますが、児童・生徒が減少し、バスの運行費用についても多額になっていることから、効率的、経済的な運行についての検討が必要となっています。

また、市内の教職員の資質向上のため、教師塾を行っており、本市について学ぶことや、意識・技術等の向上に役立っていることから、今後もその維持、改善を図る必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 平成 32 年度（2020 年度）からの新学習指導要領への対応と着実な実施に向けた学校教育の充実への取組を行うとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、不登校や問題行動を減らすために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、学校適応指導教室の充実を図ります。
- ◇ 学校施設の長寿命化に向けた整備計画の継続とさらなる快適な教育環境づくりとして、各学校のトイレ洋式化の推進、ICT 教育環境の充実を図ります。
- ◇ 地域との連携のもと、郷土教育（文化、伝統行事等）の充実を図り、神埼を愛し、誇りに思う人材の育成を行います。
- ◇ グローバル社会に対応する人材育成に向けた異文化交流を継続するとともに、英語教育に力を入れ、教員の指導力の向上にも取り組みます
- ◇ 安心・安全な学校給食の提供を通じて、地産地消、食育の推進を図り、地域への愛着、食の大切さ、感謝の心をはぐくみ、子ども達の健やかな成長に寄与します。

■ 主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 生涯学習の推進

### ① 現状・課題

少子高齢化への進行や高度情報化の急速な展開など社会環境の変化が著しい中で、生涯学習に対するニーズは多様化・高度化しています。

本市では、中央公民館の改修を終え、これからは図書館や社会体育施設の老朽化対策などのハード面の取り組みが必要となっています。

ソフト面では、市内三箇所に設けられた図書館の相互連携、各種教室・講座の実施、文化・サークル等各種団体の育成、活動支援などを実施しており、今後も継続、強化に努め、学習機会の充実させることが必要です。

### ② 取り組み方針

- ◇ 高度情報化や少子高齢化への進行と社会環境の変化が著しい中で、多様化・高度化する生涯学習の需要に対し、学校、家庭及び地域が相互に理解しあい、綿密な連携を図ることを推進します。
- ◇ 生涯学習に関する諸条件の整備と特色と魅力ある各種教室・講座の充実に努め、自主的・自発的な生涯学習をめざす社会教育の総合的推進を図ります。
- ◇ JA 会館改修及び脊振町複合施設建設により、図書館機能の拡充を図ります。

### ■主な取り組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策3 歴史・文化の継承

### ① 現状・課題

神崎市における暮らし良さを培っていく上で、市の歴史や文化を知ることは重要です。

本市では、平成28年度から神崎市史編さん事業をスタートし、これまで合併前の旧三町村に分かれていた町村史を総合的に編纂していくこととしています。

同時に、出土文化財や収集した民俗資料等を適切に管理するために文化財収蔵庫の整備や、市内の歴史まちづくり遺産や伝統文化を発掘、活性化する市内の歴史文化遺産を活用したまちづくり事業をスタートしました。これにより、そこに住む地域住民の誇りを復活させ地元愛を取り戻すきっかけとなることが期待されます。

また、本市の大切な歴史・文化資源である姉川城跡や旧古賀銀行神埼支店をはじめとした文化財保存整備活用事業、伊東玄朴、吉田絃二郎、下村湖人など郷土の偉人の顕彰を行っており、これらを市内外へ発信することで、本市の魅力を再確認するとともに、観光振興、交流のまちづくりにつなげることが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画の後期5年間として各種取組みを行います。
- ◇ 郷土の歴史・文化の継承に向けて、歴史的建造物の保存、各地域の祭り・伝統行事・芸能等の保存・継承、郷土の偉人の顕彰、各種団体の取組への支援や小中学校と連携した啓発活動に取り組めます。
- ◇ 本市が有する歴史・文化・自然遺産等をまちづくりの重要な資源と捉え、本市の魅力として市内外に発信します。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本方針⑥ 神埼市の豊かな自然を保護、活用する

脊振山から筑後川までの多様な自然環境を引き続き地域とともに守り、その豊かな環境資源をレクリエーションや再生可能エネルギーとして活用を図り、自然環境の保護と活用のバランスが取れたまちを目指します。

### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)



## 基本施策1 環境共生・資源循環の推進

### ① 現状・課題

環境共生・資源循環については、本市だけの問題でなく、地球温暖化の進行やエネルギー資源・水資源・天然資源の枯渇など、課題は国際的に山積しています。

本市では、神崎市地球温暖化対策実行計画に沿って、温室効果ガス排出量の削減に努めています。また、公用車の電気自動車化、公共施設への太陽光発電装置の設置を進めるとともに、ゴミのリサイクルに取り組んでおり、地域における資源やエネルギーの循環を今後も継続、強化することが必要です。

さらに、環境の美化活動の一環として環境研修会やクリーン作戦を実施しており、今後も継続することが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 地球温暖化対策実行計画や災害廃棄物処理計画、一般廃棄物基本計画の策定を行い、これらの計画に基づき取組みを進めます。
- ◇ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動に取り組む、ごみ減量化、再資源化を推進します。
- ◇ 地球温暖化対策及びエネルギー問題への対応のため、本市の資源を活かした再生可能エネルギーの導入や間伐材等を利用したバイオマスの事業展開を図るとともに、公共施設における使用エネルギーの抑制やグリーン購入を推進します。
- ◇ クリーン作戦を始めとする環境美化活動の推進に加え、市民意識の向上を図るため、環境教育、啓発活動や、市民や事業所の環境配慮活動への支援等を行います。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 まちなみ・クリーク・公園・自然環境の保全・活用

### ① 現状・課題

本市は、脊振山系の山並みや城原川等の河川、クリークが特徴的な豊かな田園景観など、変化にとんだ自然環境を有していることが特徴です。これらの自然環境を良好な形で次世代に残すため、今後も地域と連携してその保全、活用を進める必要があります。

クリークについては、国、県の事業としてクリーク防災機能保全対策事業が実施されていますが、その対象外の水路や集落内クリークの整備については取り組みが遅れており、その促進を図っていくことが課題となっています。

仁比山公園、水車の里遊学館、高取山公園、横武クリーク公園、神埼中央公園など本市の特色を活かした個性ある公園が市民に親しまれていますが、一部施設の老朽化や損傷が見られ、安全な利用を確保するために、計画的にきめ細かい整備を行っていく必要があります。

また、本市には、旧長崎街道沿道をはじめ、歴史的な建造物やまちなみが現存しており、景観に配慮した建物や公共空間の整備などを積み重ね、身近な生活空間における景観の質的向上を図る必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 本市の自然環境を守りながら暮らしていくことができるまちづくりを行うとともに、都市計画マスタープランに基づき、市民が安全・快適に住み続けることができる環境づくりを目指します。
- ◇ 地域との協働によりクリークの維持管理を行い、田園景観を守り続けるとともに、防災等の観点からクリーク機能の保全を図ります。
- ◇ 集落内水路の水草上げに対して補助金を交付し、集落内水路の環境保全を図ります。
- ◇ 公園施設の適切な維持管理を行うことで、来園者の増加を図り、本市の観光振興にもつなげます。
- ◇ 平成 32 年度を目標に神崎市・吉野ヶ里町葬祭公園組合による葬祭公園として葬祭場の整備を進めます。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める

本市の自然と歴史の中で創り上げられた地域資源を磨き、特色ある観光資源として活用することで人の流れ（周遊）や交流を創出するとともに、それらの資源を神埼の魅力として全国に情報発信し、行きたくなる、また来たくなるまちを目指します。

### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)

## 基本施策1 観光拠点の機能強化

### ① 現状・課題

本市においては、現在、王仁博士を顕彰する王仁博士顕彰公園を整備していますが、今後、吉野ヶ里歴史公園など市内観光施設とのネットワーク化を視野に入れながら、国内外からの誘客を促進する新たに観光拠点としての機能強化を図る必要があります。

このほか本市には、旧長崎街道のまちなみやクリーク公園、伊東玄朴や下村湖人などの歴史、文化遺産、あるいは神埼そうめんや菱の実などの食材など、観光拠点となる資源や素材は数多くあります。しかし、それらが相互の繋がりを持っていないことや駐車場、トイレ、案内標識等の整備が十分でないことなどから効果的な拠点間のネットワーク化が行われていない状況にあります。

このため、観光拠点として必要な機能の整備や、統一された案内標識の設置、他の資源との関連の表示、適切なパンフレットの作成などにより、拠点としての機能を強化するとともに、拠点間のネットワークの整備（安全な道路環境や快適な歩行空間など）を進めていく必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 王仁博士顕彰公園の利活用を図り、王仁博士でつながる人・モノの交流を促進します。
- ◇ 櫛田宮、旧古賀銀行前を中心とした、旧長崎街道のまちなかの観光の拠点づくりを推進します。
- ◇ 姉川城跡など、市内全体の文化財の整備と利活用を推進します。
- ◇ インバウンドを意識し、複数言語の案内標識や表示、パンフレット等を作成し、訪日外国人の受入環境の整備を図ります。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 観光振興策の充実

### ① 現状・課題

本市の吉野ヶ里公園や九年庵などを訪れる観光客は、県外からの来訪者も多くみられます。しかし、ほとんどが日帰り（通過）客であり、宿泊客が極めて少なく、一人当たりの消費額が低迷しており、産業として十分に育っていない状況にあります。

本市の観光は、神崎市観光協会と歩調を合わせ、観光振興策の検討や新たな観光資源の掘り起こし等に取り組んでいます。今後も市の観光事業の健全な発展と振興を目的として、情報発信・案内業務など実務的かつ実効性ある取り組みを、観光協会と市が両輪となって安定的かつ継続的な観光振興を図っていく必要があります。

また、市内だけでなく、広域的な観光連携も視野に入れ、佐賀県が一体となった観光振興、観光客の誘客にも取り組むことが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 神崎市独自の観光振興計画等を策定し、中長期的な観光振興を図ります。
- ◇ 吉野ヶ里公園を核とした市内の観光ルートの創設や、地域資源を活かした滞在型観光メニューの検討、商品化を行います。
- ◇ おもてなし観光の気運を高めるため、市民向けの市民ツアー開催をはじめ、観光ガイドの育成を行います。
- ◇ 「よかところ！佐賀旅キャンペーン事業」の推進など今後も県事業と連携し、食と関連付けた観光資源の磨き上げ等を進めることが必要です。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

### 基本施策3 まちのPR・シティセールスの強化

#### ① 現状・課題

テレビ番組や新聞、雑誌など各メディアを活用して、全国に情報発信を図ることで神埼市の魅力を市内住民に再認識してもらうことや、市外に情報発信することで、神埼市への誘客促進や移住促進に繋げていくことを目的として、施策、事業、行事及び特産品等の情報をテレビ、ラジオ、インターネット等様々なメディアを通じて発信しています。

具体的には、FM ラジオによる広報活動、映像型シティプロモーションとして春の九年庵公開のCM放送、神埼の偉人、イベント、名所、名産品を紹介するプロモーションムービーの制作などを行っています。また、平成29年度からはインフォーマーシャル事業として、神埼市の情報を広く発信するため、民放テレビ局の番組内で、「今DOKI 神埼市」と題して、約30秒のCMを配信しています。

これからも、ドローンなどを使って脊振山から有明海までを撮影し、雄大な故郷を市内外に情報発信するなど、新しい視点から神埼の魅力に触れる機会を増やしていくことや、福岡都市圏在住者を対象とした情報誌を利用した神埼市モニターツアーの実施、訪日外国人受入環境の整備など、多方面の取組みを進め、今後も幅広くPRして神埼市のイメージアップ、定着を図っていく必要があります。

#### ② 取組み方針

- ◇ 神埼市のイメージアップにつなげるため、本市の歴史・自然・観光・特産物などを本市の魅力として市内外への発信、PRします。
- ◇ プレスリリース等によるPRに加え、TV等マスメディアの積極的な活用により、神埼市のことや観光メニュー等を全国に情報発信します
- ◇ アジア圏をターゲットとして、神埼市のPR戦略（吉野ヶ里遺跡、九年庵、王仁神社等）の展開を図ります。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策4 地域交流・イベントの強化

### ① 現状・課題

平成18年から毎年開催している「ふるさと夏まつり」は、遠ざかった消費者の足を商店街へ呼び戻し商店街の魅力を周知する役割を果たし、また千代田町においては特に子どもたちに人気が高く、学校の協力を得てハンギーの乗り方の練習など生活文化の継承の面からも意義あるものとなっています。このように、「ふるさと夏まつり」は地域に根付いた一大イベントで恒例となっており、帰省客の楽しみともなっています。今後も、神埼市民が一体感を体験できる交流の場として育てて行く必要があります。

また、地域交流の一環として、歴史文化遺産のデータベース化や23の神埼市歴史まちづくり遺産の登録を行いました。これから新たに登録される伝統文化を発掘、活性化することで、そこに住む地域の誇りを復活させ地元愛を取り戻すきっかけづくりを図ることが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 自然や地域の伝統文化と地域の輪を見直し、地域交流による地域活性化を図ります。
- ◇ 中山間地域農業の振興のため、棚田を活かした都市との交流を検討、実施します。
- ◇ 福岡都市圏をターゲットに都市との交流事業を展開し、本市が誇る歴史（吉野ヶ里遺跡、伊東玄朴旧宅、姉川城跡など）、自然（脊振山系のブナの原生林）、観光（九年庵、長崎街道）、特産物（菱を中心とした菱焼酎、菱ぼうろ）、農産物（高冷地野菜、椎茸、アスパラガスなど）の即売会などを展開する「神埼市歴史・産業祭」の開催を検討し、人の流れ（人だまり）をつくります。
- ◇ JRウォーキングや櫛田の市など民間イベントの連携により交流人口の増加と神埼ファンの増加を図ります。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策5 国際交流の強化

### ① 現状・課題

本市では、国際交流としてフランス共和国 ボークール市をはじめ、韓国、中国等と幅広く国際交流事業を展開してきました。

ボークール市とは友好姉妹都市提携により、両国の文化・経済の交流を通じて、相互理解と友好を深め、親善による両国の平和と、地域の振興を図ることを目的としています。現在のところ学校間の情報交換を主体とした教育交流ですが、今後、2年ごとに相互訪問することになっており、姉妹都市交流の導入期、定着期を経て、さらに次の段階に進めるにあたっての様々な課題を整理して展開を図ることが必要です。

中国とは、日中交流事業として平成元年から交流が始まり、当初は学校だけでの交流でしたが、近年はホームビジットを行うなど、定着が進んでいます。

韓国とは、王仁博士生誕の地となっている霊岩郡の中学生と神埼市内の中学生とが交流を持つことにより、中学生に王仁博士への理解と国際感覚を養ってもらうことや、霊岩郡王仁博士生誕地訪問事業により霊岩郡からの訪問団受け入れ等民間レベルでの交流を深めていくとともに、王仁博士顕彰記念公園の整備を通して、観光資源としての掘り起こしを行い、観光振興につなげていくことが望まれます。

国際交流は、国際化の流れに乗った市民意識の啓発にとどまらず、観光への展開、若者の視野を広げていくことなど多くの意義が認められますので、今後もその定着化を図っていくことが必要です。

### ② 取組み方針

◇ フランス共和国ボークール市との姉妹都市提携は現在、学校間だけの交流にとどまっていますが、平成30年にはボークール市への表敬訪問が控えていることから、今後多方面にわたる交流を検討します。

◇ 王仁博士でつながる韓国の霊岩郡や大阪府枚方市との交流促進を図ります。

◇ 国際交流を継続するため、国際交流民間団体の育成などを検討します。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	



## 基本理念③

### まちの働く場づくり

	基本施策
【基本方針⑧】 農業や地場産業を活かした、 特徴のある産業を育成する	1. 農林水産業の振興 2. 地場産業・伝統産業の振興 3. 地産地消、特産品開発の推進 4. まちなか活性化
【基本方針⑨】 新産業の育成や新たな企業参 入の支援により雇用を創出す る	1. 企業誘致の推進 2. 新産業育成・創業支援の強化

## 基本理念③ まちの働く場づくり

### 基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する

本市の基幹産業である農業や、神埼そうめんをはじめとした地場産業等の担い手の確保、育成を図るとともに、各事業者や関係者との連携の中で特産品の開発や、神埼ブランドの確立等を進め、地域に産業が息づくまちを目指します。

#### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)

## 基本施策1 農林水産業の振興

### ① 現状・課題

農業は本市の基幹産業として、農地や水路等の基盤整備、農業担い手の育成、米麦大豆や園芸作物の振興、中山間地域対策、有害鳥獣対策等、多岐にわたる施策を行ってきましたが、農作物の価格の低迷（農家所得の低迷）、農業従事者の高齢化と担い手不足等の構造的要因があり、問題の解消には至っていない状況にあります。

今後、様々な課題の解決を図りながら、魅力ある産業として農家所得向上に向けた取り組みを行うことが必要です。

農業基盤整備については、暗渠排水の再整備は概ね完了しますが、中山間地域における乾田化対策（湧水処理）が必要であると共に、平野部においては、さらなる大区画化を目指し、第三のほ場整備（畦畔除去等）に向けた取り組みが必要となっています。

本市では集落営農組織の農事法人化や農地集積が進んでいますが、そもそも担い手がおらず、遊休農地が増加し荒廃化が進んでいる地域もあるため、各地域の課題を明らかにした上で、対応を検討することが必要です。

農業後継者（担い手）対策としては、新規就農啓発活動をはじめとして様々な支援を行っており、一定の定着につながるなどの効果が認められることから、今後も関係機関との連携を強化し、若者の声に応じた支援を続けていくことが必要です。また、新規の認定農業者が増えている一方で、高齢化や集落営農の法人化により、認定農業者を更新をしない人も増えてきており、この傾向は今後も続くと見られます。認定農業者が減らないように一定の数を確保することが、今後の地域農業を守るためには必要です。

鳥獣害対策については、有害駆除従事者と集落住民とで協力して有害鳥獣駆除できるよう支援を行っていますが、捕獲後のイノシシの処理方法が問題となっている状況も見られます。

林業については、取り巻く状況が厳しい中で、森林所有者の林業経営の改善及び健全な森林の育成等森林の持つ機能を十分に発揮できるよう循環型林業に向けた更新伐施業や主伐施業を計画的に実施していく必要があります。また、林道沿線の除草、側溝清掃、有害鳥獣による被害調査や不法投棄によるゴミの処理を実施し環境整備を行うことで災害、事故を防止に努める必要があります。

### ② 取り組み方針

- ◇ 人口減少や高齢化社会を踏まえ、基幹産業である農業を取り巻く諸課題について、県やJA等関係機関と連携しながら農家や諸組織への支援を行います。特に、農業後継者の確保・支援のほか、中山間地域農業の維持及び活性化策など営農環境の向上や維持に向けた支援対策を継続するとともに地域資源の発信や新たな取り組みへの支援を行い、市農業の魅力アップに取り組んでいきます。
- ◇ 農業農村の地域資源（農地・水路・ため池・農道）がもつ多面的な機能の適切な保全管理を図るため、国・県・市が一体となって地区組織等を支援します。

- ◇ 貸し農園事業を行うことで、農地を持たない市民に対しても菜園作りの楽しみを持ってもらい、自ら農作物を作ることで収穫の喜びを味わう体験を提供します。
- ◇ 農事組合法人や大規模農家などの育成及び農地集積を推進することにより作業の効率化・コスト削減に努め、経営体の農業経営安定化を図ります。
- ◇ 新規就農者などの相談会や機械や施設導入の支援を行うことにより、農業後継者の確保につなげます。
- ◇ 毎年7～8月に行う農地利用状況調査の結果より、遊休農地所有者に今後の耕作意向などを問う農地利用意向調査を実施し、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地集積及び農地中間管理機構事業との協議などに取組みます。
- ◇ 復旧困難な荒廃農地の非農地化を推進し、現況に併せた適切な土地管理と地域において優良農地を維持・確保するため「守るべき農地」の明確化に取組みます。
- ◇ 森林施業の間伐事業については、間伐材の有効利用を目的とした搬出間伐へと切り替わり、市内の山林から搬出した間伐材を使用し、クリーク整備事業の杭材やバイオマス資源への活用を図ります。
- ◇ 林道の維持修繕や林道法面の草刈りを実施します。

■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 地場産業・伝統産業の振興

### ① 現状・課題

市内地場産業である中小の商業や製造業その他の企業は、郊外への大型店の進出等による購買客の流出が続くなど厳しい状況にあります。地場産業は、地域に根つき、地域内で「お金」の循環を生み出す原動力であり、今後も商工会を中心とした活性化の取り組みを支援していく必要があります。

また、本市には、400年近い歴史がある「神埼そうめん」や蒙古から伝わったとされる「尾崎人形」をはじめとした、伝統産業が現在も受け継がれています。

これらの伝統産業は、本市を特色づけ、また観光産業の素材としても活用が見込まれることから、伝統を守ることにとどまらず、積極的に特産品としてアピールするなどその振興を図っていく必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 地場産業、伝統産業の販路拡大に向けた官民連携活動等を支援するとともに、新規創業を含めた後継者の育成を図ります。
- ◇ 商工会など関係機関との連携を一層強化し、市内商工業者の新技術開発や新規事業化を促進するための融資や助成など、本市に見合った支援制度の充実を図ります。
- ◇ 伝統産業については、地域ブランドとしての育成を図り、新たな販路開拓等の支援を行います。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

### 基本施策3 地産地消、特産品開発の推進

#### ① 現状・課題

本市では、神埼和菱組合が中心となり、西九州大学と連携し、「菱」の実を活用した特産品の開発、販売を進めています。開発した特産品としては、「神埼菱焼酎」や「ひしぼうろ」があり、神埼市の菱商品として売り出しています。

これからは、これらの菱商品をはじめ、神埼産のものを「神埼ブランド」として確立し、その定着に向けて、特産品の販路拡大と担い手の育成を両輪で進めることで市外へのアピール力の強化と、市民の「メイドイン神埼」への誇りの醸成へ繋げる必要があります。

また、学校給食においては、郷土料理提供の取組の推進や地場産食材の積極的な活用が進められるなど、食育と地産地消とが連携した取り組みが行われています。地産地消を進めることは、地元の産業の活性化にとどまらず、地域への愛着の醸成、経済の地域内循環の促進など様々な波及効果があることから、積極的にその促進を図る必要があります。

#### ② 取組み方針

- ◇ 現在商品化した「神埼菱焼酎」や「ひしぼうろ」については、販路の拡大を図るとともに、新たな菱商品の開発、菱以外の資源を活用した特産品の開発を進めます。
- ◇ 特産品の開発にあたっては、西九州大学との連携を強化し、産学官民一体となって神埼ブランドの創出を推進します。
- ◇ 開発した神埼産の特産品等は、道の駅や物産館等への出荷促進や、ふるさと納税の活用等により、安定的な販路を確保するとともに、地域の活性化や雇用の創出につなげていきます。
- ◇ 地産地消に向け、安全な農産物の持続的な生産・供給体制の充実と、地元産農産物の消費拡大を両輪で進めるとともに、食と教育の専門機関との連携による食農教育や健康づくりを推進します。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策4 まちなか活性化

### ① 現状・課題

郊外型大型店舗の進出により、市中心部の商店街は空店舗や空き地が目立つなどかつての商店街の賑わいを失ってきています。このため、神埼らしい個性と魅力ある商業環境づくりを進め、楽しみながら散策できる身近な商店街づくりが必要です。商店街においては、門前広場の整備にあわせ、櫛田の市や宿場祭り等のイベントの開催により、ソフト面でも活性化に向けた取り組みを行っています。

今後は、旧長崎街道の沿道の建物の修復や統一したデザイン、電線の地中化、道路空間の景観形成など、総合的な取り組みを進め、まちなかとして活性化を図っていくことが必要です。

### ② 取り組み方針

- ◇ 櫛田の市などの地域のイベントと旧長崎街道のまち歩きの連携により、商店街へ来訪者を誘導するしかけを行うことで、来訪者と各個店との出会い、ふれあいの場を創出します。
- ◇ まちなかへの魅力ある店舗、施設の整備を促進するため、空家・空き店舗への移住支援、創業支援を検討、実施します。
- ◇ 櫛田宮、旧古賀銀行、門前広場等を中心とした旧長崎街道のまちなかの観光拠点づくりを進めるとともに、地域との協働によるイベント等の開催を通して、まちなかの活性化を図ります。
- ◇ 中心市街地の駐車場の充実を図ります。

### ■主な取り組み・事業等

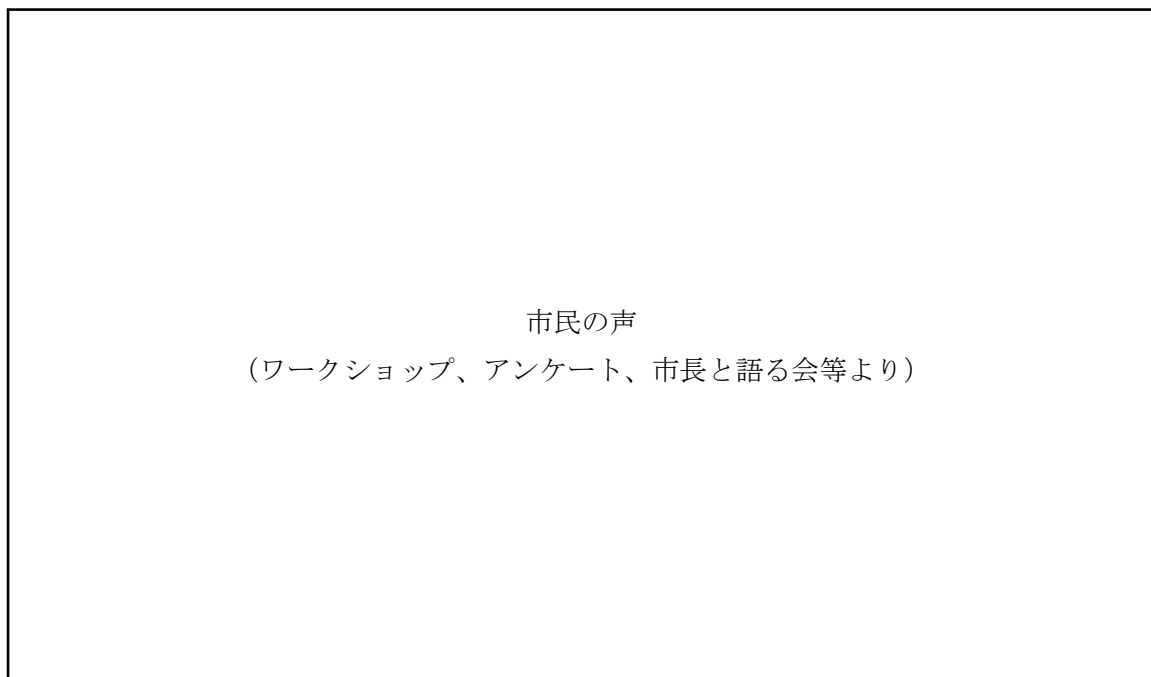
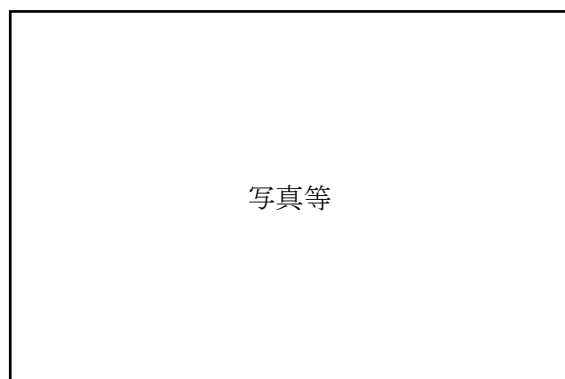
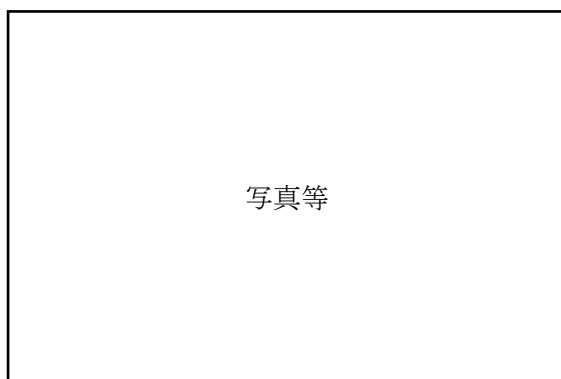
主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

**基本方針⑨ 新産業の育成や新たな企業参入の支援により雇用を創出する**

企業立地用地の確保と企業進出を推進することによって雇用を生み出すとともに、新たな産業育成、創業支援等により市内産業の活性化を目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	





## 基本施策1 企業誘致の推進

### ① 現状・課題

本市は、佐賀市に隣接し、東西方向に複数の広域幹線道路が経由していることや、近傍に佐賀空港や長崎自動車道ICが整備されるなど、企業立地に優れた条件を有しており、食品製造業や自動車関連製造業などをはじめとする企業の立地も進んでいます。本市では、これらの条件の良さを実際の立地へ結びつけるために、企業への情報提供や人材育成支援、先進企業視察や会員相互の情報交換などを行ってきましたが、今後も誘致に向けた取り組みを積極的に進める必要があります。

平成29年度に神崎市南部工業団地の造成工事が終了し、進出企業も決定したところですが、現在、市所有の工業団地に余地がないため新たに企業を誘致には、国土利用計画や都市計画マスタープランに基づきながら、周辺土地利用を勘案した工業用地の確保を検討していく必要があります。

企業の誘致に関しては、「神崎市企業誘致条例」により誘致企業に対する支援制度はありますが、一方で地場企業の増設や移転に対する支援制度がないため、今後は地場企業の支援も含めて検討していくことが必要です。

### ② 取り組み方針

- ◇ 人口増に寄与する新たな企業の進出と既立地起業への支援により、地域産業の振興、発展に努め、経済の活性化による自主財源の確保、雇用機会の創出による若者世代の定住促進を目指します。
- ◇ 新たな企業の進出に向け、新たな工業団地の整備を検討するとともに、道路網や情報通信など企業立地のための環境整備を推進します。
- ◇ 今後の成長が期待でき市のイメージアップに繋がるコスメティック産業や地域の特性を活かした食品加工産業、県内企業との関連性が高い自動車産業を中心に積極的に情報を発信し、誘致活動を行います。
- ◇ 既立地企業に対しては、企業連絡協議会を軸とした企業間における情報交換や連携をはじめ、求人情報の発信や企業マッチングによる販路開拓などきめ細かなフォローアップと支援を実施し、企業経営の更なる円滑化と体質強化を図ります。

### ■主な取り組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 新産業育成・創業支援の強化

### ① 現状・課題

市内の伝統産業や特産品、その他地域にある様々な資源、福岡大都市圏に近く、また佐賀市から鳥栖市へ至る佐賀中部地域に位置するという立地条件を活かした、新たな産業の育成のための支援策が求められます。

また、本市では、神埼市創業支援事業計画に基づき、市商工会等の支援事業者との連携を図り、創業相談者への支援を行うことで、創業者創出に向けた取り組みを進めています。今後も施策の効果を検証しながら創業支援を行う必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 新産業育成や新規創業のための補助制度の導入を検討するとともに、新製品開発支援や販路開拓支援等、多様な支援メニューについて検討します。
- ◇ 関係機関との連携による情報収集や商工会との連携による経営相談の充実を図ります。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本理念④

### まちの基盤づくり

	基本施策
【基本方針⑩】 財政規模にあった計画的な都市基盤の整備を進める	1. 道路整備 2. 上・下水道整備 3. 高度情報通信基盤整備 4. 公共施設の適正配置 5. ユニバーサルデザインの推進
【基本方針⑪】 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める	1. 市民活動支援・拠点づくり 2. 地域の絆・コミュニティづくり 3. 市民参画・協働の機会の提供 4. 男女共同参画の推進

## 基本理念④ まちの基盤づくり

### 基本方針⑩ 財政規模にあった計画的な都市基盤の整備を進める

公共インフラについては、計画的な事業実施、公共施設については、適正配置を促し、効率的かつ効果的な整備・改善を進めることで、財政規模にあった持続可能なまちを目指します。

併せて、施設等の整備・改善にあたっては、ユニバーサルデザインの導入により誰でも安全に利用できる構造を目指します。

#### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)

## 基本施策1 道路整備

### ① 現状・課題

本市には、国道が3路線、県道が15路線経由していますが、その多くが佐賀中部地域の広域幹線の役割を担っています。しかし、市内区間については片側1車線の区間が多く、円滑な交通処理に向けて、国、県等に拡幅改良を要請していく必要があります。

市道は982路線・約503kmに及びますが、その道路維持・舗装補修等について地元合意に基づきながら計画的な実施に努めています。また、職員による道路パトロールの実施を拡充し、不具合道路の早期発見及び補修を行い利用者の安全性を図っていますが、市道全体を網羅的に管理していくことには限界があるため、効率的な維持管理に向けた検討が必要となっています。

南北方向の幹線（軸）としての機能が期待される市道国営千代田西1号線は、現在、中間地点の市道境原龍尾線までを供用開始していますが、引き続き全体の事業完了に向けた取り組みが必要となっています。

本市を南北に結ぶ縦断幹線道路については、交通処理のみならず一体的なまちづくりとして重要な課題であり、その全体計画策定への取り組みが必要です。

### ② 取り組み方針

- ◇ 本市を横断する国道34号及び国道264号、千代田地域から吉野ヶ里町を縦断する国道385号、その他一般県道、主要地方道路について、補修、改良等の整備を推進します。
- ◇ これらの国道及び県道に接続するアクセス道路の補修を行い交通の円滑化を図ります。
- ◇ 本市の南北軸としての機能が期待される市道国営千代田西1号線の拡幅を行い、交通機能の向上を図ります。
- ◇ 市道については、適切な維持管理や長寿命化対策を行います。

### ■ 主な取り組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 上・下水道整備

### ① 現状・課題

本市の水道施設は、平地部では佐賀東部水道企業団と連携して水資源の確保と湧水対策に努め、安定的な給水を行い、神崎市全体の平成28年度の上水道普及率は96.2%です。山間部については、地形条件から地下水及び自然水等の水源を利用しています。

生活水準の向上やライフスタイルの変化等により、環境問題に対する意識が向上していることから、今後とも水質管理の強化を図りながら安心して安全な良質な水を安定的に供給していく必要があります。

下水道については、平成7年度から農業集落排水事業、平成9年度から公共下水道事業、平成15年度に特定地域生活排水処理事業を進め、平成28年度末の下水道事業全体における家庭の水洗化状況は72%となっています。

このうち、農業集落排水は整備から20年経過し、今後の単独改築更新と公共下水道接続に対する費用対効果を算出した結果、平成32年度を目標に公共下水道への接続を検討しています。

特定地域生活排水処理事業は、公共下水道と同じく平成35年概成をめざし毎年100基の整備を進めていますが、管理基数の増加に伴いコストが高くなっている状況で、使用料収入では維持管理費さえも賄えない状況であり、財源についての検討や市民の理解に努めていく必要があります。

今後、長期的な下水道事業の安定したサービス供給のため公営企業会計を導入することや、下水道BCP（業務継続計画）の策定を急ぐ必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 平成32年度に公営企業会計に移行することで、住民サービスの安定供給を目指し、健康で文化的な生活を営むための上・下水道施設の整備や長寿命化対策を行います。
- ◇ 市内の河川や水路の水質汚濁の防止や快適な生活環境の整備を図るため、平成35年度の概成に向けて公共下水道事業を推進し、費用対効果等の検討を十分に行った上で、公共下水道の供用区域の拡大に向け整備を行います。
- ◇ 農業集落排水は、平成32年度を目標に公共下水道への接続を検討します。
- ◇ 水資源の有効活用、節水意識の啓発を行います。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

### 基本施策3 高度情報通信基盤整備

#### ① 現状・課題

平成 28 年度に個人番号カード(マイナンバー)の配布が行われ、本市では、平成 29 年 2 月からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付を開始しました。今後もマイナンバーカードの多目的利用(図書カード、健診、健康相談、母子手帳、予防接種の記録、診察券、お薬手帳、救急搬送記録)に向けてその普及に取り組む必要があります。

本市では、eTAX(エルタックス)により、国税との一部情報連携や法人税申告、給与支払報告等の電子申請の活用を行っており、今後、全面的な国税との情報連携や eTAX を活用した電子納税システムへの移行など、情報技術の発展にあわせてシステムを構築し、行政運営の効率化施策と連携して対応を図る必要があります。

公共施設における高速無線 LAN の整備は公共サービスの拡充や自治体業務の効率化のために欠かせませんが、セキュリティ上のリスクが大きいため、セキュリティ性が高く、神埼市の実情にあった無線ネットワーク技術を選定・構築できるよう情報収集を行う必要があります。

平成 23 年度からケーブルテレビによる災害や防災情報のデータ放送をはじめ、市政情報を常に確認できる環境整備及び広報番組の放送を実施し、その加入の促進図っています。平成 29 年 10 月末の加入世帯は 2,801 世帯で、加入率は 25%となっており、今後とも加入の促進が必要です。

#### ② 取組み方針

- ◇ 公共施設における高速無線 LAN の整備を推進します。
- ◇ ケーブルテレビの視聴加入を促進します。
- ◇ 情報セキュリティ対策と個人情報保護対策として、セキュリティ関連情報提供、普及啓発を実施します。
- ◇ マイナンバーカードの更なる普及、国税や法務局とのデータ連携基盤整備、eTAX(エルタックス)を利用した効率的な納税管理等、電子自治体の推進に向けた検討を行うとともに、セキュリティの強靱化を図るため、個人情報の漏えいやサイバー攻撃への対応を図ります。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策4 公共施設の適正配置

### ① 現状・課題

本市では、保有する全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営による財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等を最大限に有効活用することで市民の利便性の向上を図るため、平成28年3月に「神崎市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その基本的考え方としては、「公共施設等を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化や、資産総量の適正化による維持管理費等の縮減、資産活用による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、市民が必要とする行政サービスの維持向上に努める。」こととし、(1)長寿命化の推進、(2)施設保有量の適正化、(3)市民ニーズに対応した施設の有効活用を行うこととしています。

一方、新庁舎の建設やその一帯の整備、脊振町複合施設の建設のほか葬祭場建設などが本基本計画の前期に集中することになっています。

今後、その建設を推進するとともに、施設の長寿命化や効率的な施設運営など、限られた財源を効果的に活用する取り組みを進めていく必要があります。

### ② 取り組み方針

- ◇ 新庁舎の建設に伴い、千代田支所の空きスペースの利活用、神崎町保健センター等複合会館（神崎町保健センター・図書館・児童館の整備）の改修、現庁舎跡地の利活用を実施し、市民の安全・安心の基盤整備を行います。
- ◇ 脊振地区において脊振支所、脊振公民館、脊振診療所、脊振2000年館の各機能を集約し、機能性・安全性・経済性にすぐれ、市民が利用しやすく親しまれる脊振地区の拠点となるような複合施設を建設します。
- ◇ 神崎市と吉野ヶ里町の共同事業である神崎市・吉野ヶ里町葬祭場の建設に向けて、周辺環境と調和し、快適で安全・安心に配慮した施設の建設を平成32年度の供用開始を目指して取り組みます。
- ◇ 公共施設における防災機能の充実を図るとともに、公共施設にデマンド監視装置の設置をはじめ、市が率先して環境に配慮することで、市民及び事業者に対し、環境問題に対する意識向上を図ります。

### ■主な取り組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	



## 基本施策5 ユニバーサルデザインの推進

### ① 現状・課題

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する必要があるが、本市においてもこれまで佐賀県の基金を利用して取り組んできましたが、未だに十分ではありません。民間施設におけるユニバーサルデザイン化についても限定的です。

今後、公園や観光施設、その他の公共施設において積極的にユニバーサルデザイン化を推進するとともに、民間施設に対しても普及に向けた啓発を進める必要があります。

### ② 取組み方針

- ◇ 神崎市役所新庁舎や脊振町複合施設など、公共施設におけるユニバーサルデザインの採用を推進します。
- ◇ 民間施設に対して、ユニバーサルデザインの普及に向けた啓発を進めます。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本方針① 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める

これからのまちづくりを支える貴重な「人財」として、誰もが参画、活躍できる市民協働の機会を積極的に提供するとともに、各地域のコミュニティの維持、活性化を図るため、地域内、地域間で支え合いながら、子どもから高齢者まで世代を超えて交流し、絆のあるまちを目指します。

### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)

## 基本施策1 市民活動支援・拠点づくり

### ① 現状・課題

市民に対する市政情報の伝達や市民によるまちづくり推進をねらいとして、地域協働推進事業を行っています。事業の推進にあたっては、市内121地区の区長との緊密な連携及び情報の共有が必要ですが、核家族化が進む中で、地域活動に参加せず孤立する住民が増えてきています。

市民まちづくりアンケートによると、回答者の約4割が市民活動に「全く参加していない」か「ほとんど参加していない」状況にあり、事業の意義の周知や啓発などを行う必要があります。

また、本市では、まちづくり市民活動支援事業として、自主的な活動を行う市民団体に対して支援を行っています。様々な市民活動団体と協働のまちづくりを進めるうえで、今後もこうした連携は重要な位置を占めることから、こうした団体とのネットワーク体制の方向性や支援制度について検討を進めていくことが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 現在整備が進んでいる神崎市役所新庁舎や脊振町複合施設、千代田庁舎利活用などを契機として、これらの施設を市民活動の拠点として活かしていくことができるように検討を進めます。
- ◇ 市民活動団体の育成や情報提供、積極的な支援を図ります。
- ◇ ボランティア活動や地域活動など、さまざまな地域活性化を考える人が集まり、情報発信や仲間づくりができる場、機会やそのための組織を構築します。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 地域の絆・コミュニティづくり

### ① 現状・課題

近年、隣近所の関係性が希薄になっていきている中で、これから地域を維持していくためには、人と人とのつながりを見直し、育むことが重要になってきています。そのためには、地域全体として支え合う環境づくり、機運の醸成が必要です。

また、地域コミュニティ機能の強化のためには、子どもから高齢者まで、世代を超えて地域の人が集い、語り合える場、機会の確保が必要です。その中で、地域に対する誇りと愛着が生まれ、地域リーダーの掘り起しや育成ができれば、各地域のコミュニティ形成に向けて基盤をつくることができます。

さらに、自治総合センターによる市内自治会への助成事業を市が斡旋を行っており、今後その周知、普及を図ることが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 各地域における行事等への支援・補助、コミュニティ施設の活用・充実などを行い、各地域のコミュニティ活動を推進します。
- ◇ 校区単位等、新たな単位での組織づくりについても検討し、地域コミュニティの維持、活性化を図ります。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

### 基本施策3 市民参画・協働の機会の提供

#### ① 現状・課題

市民参画・協働の手法として、第2次総合計画の策定の際には3回のワークショップを開催しました。これからのまちづくりにおいては、ワークショップ等を通じて、協働で考える機会を積極的につくる必要があります。

また、市民まちづくりアンケートによると、回答者の5割以上がまちづくりに参加するには「どのような活動が行われているか情報がほしい」と考えており、市民への情報発信を強化し、できる限り広く周知を図り、参加者を増やす必要があります。

さらに、市民と行政が取り組みれば有効であると考えられる項目として「福祉に関する分野（高齢者・障がい者福祉、介護など）」と回答した人が42.6%で最も多く、次いで、「健康づくりに関する分野（保健、医療、健康予防など）」と回答した人が28.5%となっており、各分野の市民活動団体と連携しながら、積極的に協働のまちづくりを進める必要があります。

#### ② 取組み方針

◇ ワークショップ等の開催により、市民参画、協働の機会を提供するとともに、その周知を図り、まちづくりや地域活性化への市民参画を促進します。

◇ 神崎市役所新庁舎に確保される予定の市民開放エリアを市民参画・協働の場として積極的に活用します。

#### ■ 主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策4 男女共同参画の推進

### ① 現状・課題

本市では平成27年に「第2次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画推進団体への支援や啓発活動などを行ってきましたが、各種審議会や委員会などへの女性の登用があまり進んでいないのが実態です。

第2次男女共同参画基本計画の計画期間が平成31年で終了するため、引き続き第3次基本計画の策定に取り組む必要があります。この際、審議会等において男性の当て職が多いことが女性の登用が進まない原因となっていることを踏まえて、委員等の選出方法の見直しの推進や関係団体の支援、市民啓発活動の推進を明記していくことが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ◇ 神崎市男女共同参画推進ネットワーク等との連携のもと、市内の各イベントや職員研修により、市民や職員に対する啓発を引き続き行います。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本理念⑤

# 行財政の健全化

	基本施策
【基本方針⑫】 効率的かつ効果的な行財政運営を行う	1. 市民サービスの向上 2. 事務の効率化、組織のスリム化 3. 職員の育成、意識改革 4. 財政の健全化

## 基本理念⑤ 行財政の健全化

### 基本方針⑫ 効率的かつ効果的な行財政運営を行う

事務事業の徹底した見直しや職員のスキルアップ等により、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るとともに、財源の確保、使用料等の受益者負担の適正化、市税等の滞納の縮減等により、財政の健全化を図り、安定した行財政運営が実現できるまちを目指します。

#### ■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○		⇒	
○		⇒	
○		⇒	

写真等

写真等

市民の声  
(ワークショップ、アンケート、市長と語る会等より)



## 基本施策1 市民サービスの向上

### ① 現状・課題

平成23年度から開始した税金と保育料のコンビニでの収納サービスは、住宅使用料、後期高齢保険料、放課後児童クラブ及び公共下水道使用料等まで拡げ、利用者も毎年増加しています。今後、納付者の一層の利便性の向上を図るため、クレジットカードやペイジー等での納付を検討していく必要があります。

情報公開を推進していくため、毎月発行する市報の編集について、外部に一部委託している委託内容と職員の作業内容を検証して、さらにわかりやすく親しみやすい市報づくりを進めていく必要があります。

平成27年度にリニューアルしたホームページは、今後、高齢者や障がい者など誰もが利用しやすい内容になるよう掲載の体裁を統一し、総務省が公表している「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に沿ったアクセシビリティに対応するよう内容の充実を図っていく必要があります。

市民に開かれた議会の実現に向けて、本会議一般質問のテレビ放映、会議録検索システムのインターネット上への公開、政務活動費の公開などを進めています。今後も、議会と連携して市民が議会活動を身近に感じることができる開かれた議会に向けた取り組みが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 公文書の管理及び情報公開請求への適切な対応をすることで、開かれた市政を実現します。
- ◇ 財政運営に対する市民の理解の向上や課題の共有を図るため、地方公会計制度による財政諸表等の作成・公開など、市民にわかりやすい財政情報を提供していきます。
- ◇ クレジットカード納税やインターネット納税の整備を推進し、さらなる利便性の向上を目指します。
- ◇ 行政サービスにおける市民の利便性を向上のため、住基ネットワークシステム、戸籍総合電算システムの機器の更改、更新を行います。
- ◇ 第2次神崎市総合計画前期基本計画の計画期間中に、新庁舎、脊振町複合施設、千代田庁舎利活用、葬祭場など多くの公共施設が更新される予定であるため、市民が利用しやすい施設として機能面でも刷新するとともに、新庁舎におけるワンストップサービスや、外出・代理申請が困難な市民を対象とした出張窓口等も検討し、市民サービスの向上を図ります。

### ■ 主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策2 事務の効率化、組織のスリム化

### ① 現状・課題

定員適正化計画に基づき、職員数の抑制を行ってきた結果、人口千人あたり職員数は7.44人と類似団体平均9.81人を大きく下回り効率化が図られています。平成29年度の職員数は4人増の258人であり、職員の削減は限界に近づいており、外部委託の活用やICTの活用による効率的な業務推進が求められています。

本市では、行財政運営の効率化の一環として、不動産鑑定評価、固定資産基礎資料作成業務、航空写真撮影など専門業務のアウトソーシング化を進めています。また、業務繁忙期の納税通知書ブックイング・封入封緘作業、及び申告受付前の課税情報のパンチ入力作業の外部委託を行い、正確で効率的な業務に努めています。今後さらに、外部委託対象業務の追加及び内容拡大を行い、事務の効率化を推進する必要があります。

平成25年度に制定した第2次神崎市行政改革大綱の期間が平成29年度で終了するため、引き続き第3次神崎市行政改革大綱を制定し、事務事業の総合的な見直しに取り組み、効率的な行政サービスの実現を図ることが必要です。

### ② 取組み方針

- ◇ 不要な事務の洗い出しや意思疎通を図る等人的な行動改善に加え、証明書取得をマイナンバーカードを利用したコンビニ交付へ誘導するなど労力の軽減を図り、事務の効率化を図ります。
- ◇ PDCAサイクルによる既存事業・事務の見直しや、本庁と支所などの組織機構のあり方の再検証を行います。
- ◇ 各課が運用している個別システム等との調整や効率的運用方法の検討・協議を行います。
- ◇ eTAX（エルタックス）を最大限活用し正確で効率的な納税管理を目指します。
- ◇ 繁忙期の効率的な事務推進のため、業務の外部委託（アウトソーシング）を積極的に進めます。
- ◇ 地方分権型社会に対応した行財政改革を推進すると共に、関係機関との連携や近隣市町との共同事務の導入により、効率的な行財政運営に努めていきます。

### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

### 基本施策3 職員の育成、意識改革

#### ① 現状・課題

行政が行うべき事務・事業は、広範囲にわたることはもちろん、扱うべき事象が年々多様化、複雑化しており、対応する職員は高い専門性が問われる分野が広がっています。一方で、限られた財源の中で職員を確保していくことには限界があり、職員一人ひとりが効率的な事務処理を行っていくことが求められています。

本市では、行財政改革を推進の一環として、市民サービスの向上と適正かつ効率的な事務の遂行を目的に、人材育成基本方針に基づく職員のスキルアップにつながる各種研修を実施しています。また、職員の出退状況の把握、時間外勤務の抑制を目的に、平成29年度に出退管理システムを導入し、職員の適正な労務管理を行っています。

これからも、市民への適切な行政サービスの提供を行うとともに、職員の資質の向上に向けた取り組みを進める必要があります。

#### ② 取組み方針

- ◇ 人材育成基本方針に基づき、職員の成長を促し、意欲や能力を最大限に引き出すことにより市全体の組織力の底上げを図ります。
- ◇ 人事評価システムの適正な運用を図ります。
- ◇ 職員研修メニューの充実により、接遇スキルや情報モラルなど、職員個々のスキルアップを図ります。

#### ■主な取組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	
○	
○	

## 基本施策4 財政の健全化

### ① 現状・課題

財政健全化対策については、実質公債費比率の改善や主要基金残高の増加など第1次神崎市総合計画における目標は概ね達成しましたが、人口減少による税収等の減少や合併特例事業債の償還開始による公債費の増加、少子高齢化等に伴う扶助費をはじめとする社会保障関係費の増加が見込まれ、今後とも慎重な取り組みが必要です。

地方交付税（普通交付税分）については、合併特例措置額が平成28年度から5年間かけて段階的に削減されるとともに、交付税措置の手厚い合併特例事業債が平成32年度をもってなくなることから、今後の財政運営は一層厳しくなることが想定されます。

市債については、平成32年度までは、合併特例事業債を有効に活用することとし、それ以降は、後年度負担に留意しながら、これまでも取り組んできた交付税措置のある地方債を優先して発行するとともに、各種基金などの繰入金を効果的に活用するなどして事業実施のための財源確保に努める必要があります。

これから新庁舎建設事業など本市の主要建設事業が計画段階から建設段階を迎えることとなります。今後、合併特例債の活用や適切な財政運営により対応するとともに、建設後の維持管理や運営について、コスト削減や財政の効率化を図っていく必要があります。

今後も引き続き健全な財政運営を継続・維持していくために、財務諸表を積極的に活用して適正な行政コストの把握、資産管理を行い、財政の効率化、適正化に努めていく必要があります。

なお、インターネット納税やeTAX（エルタックス）電子納税などの納税環境の整備や、課税対象者調査の徹底や滞納処分の徹底など、安定的な市税の確保にこれからも努めていく必要があります。

### ② 取り組み方針

- ◇ 中・長期的な財政計画に基づく、事務事業の選択と集中、徹底した無駄の排除等による歳出削減と市税等をはじめとする歳入確保により、必要な財源を捻出し、将来世代に負担を先送りすることなく、基金残高を維持しながら、財政運営の健全性を確保します。
- ◇ 職員数の適正配置による人件費の抑制とともに、税収等の増の方策を検討し、歳出の削減と自主財源の確保に取り組めます。
- ◇ 保険料収納率の向上を目指し、課税客体調査の実施や滞納処分の徹底を行います。

#### ■主な取り組み・事業等

主な取組・事業等	担当部署
○	
○	
○	

